

令和2年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1440号）

◎日 時 令和2年6月8日（月）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	石川	雅己	君	
副	区	山	口	正紀	君
保健福祉部	長	歌	川	さとみ	君

地域保健担当部長	原 田 美江子 君
千代田保健所長	
地域振興部長	村 木 久 人 君
戸籍住民サービス担当部長	恩 田 浩 行 君
環境まちづくり部長	小 川 賢 太 郎 君
計 画 担 当 部 長	印 出 井 一 美 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政 策 経 営 部 長	細 越 正 明 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
総 務 課 長	中 田 治 子 君

(教育委員会)

教 育 長	坂 田 融 朗 君
子 ども 部 長	清 水 章 君
教 育 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	門 口 昌 史 君
-------------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	吉 村 以 津 己 君
事 務 局 次 長	小 玉 伸 一 君
議 事 担 当 係 長	桐 谷 孝 行 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	石 井 妙 子 君
議 事 担 当 係 長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第2回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

報告します。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益社団法人ゆとりちよだの経営状況について説明する書類の提出がありました。その写しをお手元に配付しましたので、ご了承願います。

報告を終わります。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、14番山田丈夫議員。

〔山田丈夫議員登壇〕

○14番（山田丈夫議員） 令和2年第2回定例会に当たり、区議会自由民主党を代表して質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げるとともに、感染された方々の一日も早い回復を祈念しております。

さて、政府は4月7日に緊急事態宣言を発し、国民に不要不急の外出を控えるなど日常の行動に対して自粛を要請しました。区民をはじめとした皆様の多大なるご協力により、順次宣言の解除が行われ、残されていまして5都道府県の緊急事態宣言が、去る5月25日に解除されました。しかしながら、いまだ有効な治療薬やワクチンがなく、新型コロナウイルスとの戦いは始まったばかりであります。引き続き、密集・密接・密閉を避ける新しい生活様式を基本として、感染拡大の抑制に努めることが重要だと考えます。

なお、有効な治療薬やワクチンが実用化されるまで、感染の再拡大が繰り返されるかもしれませんが、その時期は全く分からないのが現状でございます。この先の見えない不確実な状況の中で、今後も新型コロナウイルス感染症対策を続けていかなければならず、これまでの区の施策を見直す必要も生じてくると思います。

そこで、区の新型コロナウイルス感染症対策について、幾つか質問をいたします。

まずは、教育と子育てについてお伺いをいたします。

教育委員会では、政府の一斉休校の要請を受け、3月から全ての区立の小学校・中学校・中等教育学校を休校としました。この6月から各学校が再開されることになり、子どもたちもようやく新しい友達や先生と一緒に学ぶことができるようになりました。しばらくの間は分散登校を続けるということですが、それでも学校に通えるということは、子どもたちにとっても、保護者の方々にとっても、大きな喜びでございます。また、自粛生活によるストレスなどで、子どもたちは様々な影響を受けていることでしょうかから、身体的・精神的な健康面への配慮においても注意深く行っていく必要があると思います。

学校が再開され、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する可能性が指摘されている中、第2波、さらには第3波と感染が再拡大し、再び休校せざるを得ない状況になることも想定しておく必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、ICT技術を活用したオンライン学習の

環境を整備することが不可欠であると思います。

教育委員会では、既に区立学校に通う子どもたちのご家庭へのタブレット端末などの機器の貸出しや、各家庭のWi-Fi環境の整備のための支援など、オンライン学習の実施に向けた環境整備に取り組んでいると聞いております。子どもたちや保護者の方々は、この先、果たして学校生活がどのようになっていくのか、不安を抱かれていると思いますので、適切な情報提供が必要だと考えております。

そこでお聞きします。

区立学校の再開に当たって、具体的にどのような感染症対策を実施されるのでしょうか。

子どもたちの身体的・精神的な健康面へのケアについて、どのように考えているのでしょうか。教育委員会が実施しようとしているオンライン学習とはどういうもので、どのように実施していく計画となっているのか、その課題や、課題への対策も含め、具体的にお答えください。

休校の影響により、子どもたちの授業の確保が難しくなっているものと思われませんが、夏休みなど今後の長期休暇の短縮なども考えているのでしょうか。また、本年度の学校行事の計画についても、現時点でのお考えをお聞かせください。

次に、保育園・学童クラブ等についてお伺いします。

保育園や学童クラブについても、学校の再開に歩調を合わせて再開されると聞いています。緊急事態宣言が解除されると、これまで在宅勤務を続けてきた保護者の方々も会社等に出勤することになり、再び子どもたちを保育園に預けたり、放課後は学童クラブを活用したりすることになり、保育園や学童クラブの重要性は極めて大きいものがあります。

そこでお聞きします。

保育園や学童クラブの再開に当たり、具体的にどのような感染症対策を実施されるのでしょうか。

また、こうした感染症対策は、まずは基幹園である区立保育園において主導的に実施し、民間の認可保育園にも必要な支援をしながら波及させていくことが必要だと考えますが、区の考えをお聞かせください。

次に、PCR検査と保健所の体制整備についてお伺いします。

検査については、諸外国と比較して、我が国の検査件数が著しく少なく、正確な感染者の把握ができておらず、検査体制を強化して検査数を大幅に増やさなければならないという報道がされています。一方で、検査数だけを目指していけば、かえって医療崩壊を招くなどの意見もあります。

区では、九段下に仮設診療所を開設することで検査体制の充実を図っています。PCR検査につきましては、様々な情報が流れ、区民の方々もどう行動すればよいか分からず、不安になっているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

本区におけるPCR検査の現状と課題について、お答えください。

また、どのようにすればPCR検査を受けることができるのか、検査はどのようなものなのか、

検査を受けた後どうすればいいのか、費用負担はどうなっているかなど、改めて区民の方に分かりやすく説明すべきと考えますが、区としてのお考えをお聞かせください。

5月の第1回臨時会で、エッセンシャルワーカーへの感謝の決議を全会一致で可決しました。保育士や清掃事務所職員で希望のある方を優先的にPCR検査ができるようには考えられませんか。

さて、感染症対策と地域の医療体制を維持するためには、保健所の果たす役割が非常に重要でございます。政府においても、保健所の体制強化がうたわれていますが、専門家会議からは、保健所の作業負荷と、それによる疲弊感がすさまじいとの指摘があります。区では、今後の保健所の体制整備について、どのようにお考えでしょうか。

今回のような、あらかじめ予期できないが区民の命に関わる事態にも迅速に対応できるよう、保健師等の専門職をはじめとする人員の増強は必要だと考えますが、現在の千代田保健所は、平常時の事務に対応するだけでも、建設時に予測していなかった、民泊施設への対応や受動喫煙対策などの業務が増大し、手狭な印象が拭えません。低未利用地の活用による保健所の拡張も踏まえた、ソフト面、ハード面双方からの保健所の体制整備について、ご所見をお聞かせください。

次に、出張所・区民館の在り方についてお伺いします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、区民館は閉館となっていて、再開に当たっては十分な感染症対策が必要と考えます。出張所は区民生活に不可欠な施設として、これまで業務を続けてきましたが、外出自粛が求められている間も、必要な手続に訪れる方々がいらっしゃいます。その方々が集中して窓口に来られた場合、3密を避けるためにも、余裕を持った窓口の構造にする必要があるのではないのでしょうか。出張所・区民館は、もともと庁舎が狭いこともあり、来庁者が手続や待っている際に、ソーシャルディスタンスを確保することが難しいと思います。加えて、大規模災害発生時はもとより、近年、毎年のように猛威を振るう大型台風の到来時などに一時的な避難場所としての機能を果たさなければならないことを考えると、問題は一層深刻です。

そこでお尋ねします。

感染症対策の観点から、新しい生活様式で示された身体的距離の確保などの要請を踏まえ、区民の安全・安心を確保するため、出張所・区民館の拡充を行う考えはおありでしょうか。

その際、現在の出張所の建物や敷地では十分な対応策を講じることが難しいということであれば、近隣の民間所有の建物を活用するなど創意工夫を図り、新たに整備してはいかがでしょうか。

次に、皇居ランナーへのマナー遵守の啓発についてお聞きします。

皇居周辺でランニングを行う、いわゆる皇居ランナーは、緊急事態宣言による外出自粛要請により、少なくともはなっていたものの、自粛期間中も一定数の方々がランニングをされていました。人の少ないところでのジョギングや散歩などは、健康維持のために許容されると認識しておりますが、皇居ランナーの中には、平時の際と同様、集団でランニングを行ったり、かなりのスピードで歩行者の脇を擦り抜けていくなど、マナー違反と思われる方も多く見受けられます。また、マスクをしていないランナーの方もいて、呼吸時の飛沫からの感染を懸念する声が寄せられ、報

道でも取り上げられました。

そこでお尋ねします。

区は、今後もホームページやSNSなどによる皇居ランナーへのマナー啓発に努めていただくものの、加えて、生活環境条例によるパトロールなどの際に、マスクの着用やランニング時のマナー遵守を呼びかけてはいかがでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

次に、コロナ禍におけるまちづくりの取組についてお伺いします。

緊急事態宣言は解除されたものの、第2波も想定され、地域経済やコミュニティは大きなダメージを受けています。とりわけ千代田区の活性化に向けて重要となる地域のまちづくりに積極的に取り組まなければ、コミュニティが崩壊するおそれもあります。未来に向けたまちづくりを検討している地域の協議会や地権者の集まりが数多く存在していることは、区でもご承知のとおりです。そうした方々への支援を積極的に行っていくことが重要ではないでしょうか。

まず、日テレ通り周辺のまちづくりについて、当該地区は、多くの勉強会や協議会にて、策定中の都市計画マスタープランにそのまま活用できるほどの意見が出し尽くされていると思われま。中には、これからの番町地域を見据えた意見もあり、現行の地区計画では満足できないものも含まれているようです。

そこでお尋ねします。

幅広い意見がありますが、この地域へのコミュニティを進めていく上でも、当計画を前に進めていくべきと考えます。区としての考えをお聞かせください。

次に、外神田一丁目地区のまちづくりについて。区の万世橋構想における川に向けたまちづくりの試みもあり、それに沿った再開発の検討が、地元地権者主体の再開発準備組合によって行われています。

そこでお尋ねします。

区はこれまで、この準備組合とどのように検討を重ねてきたのか、また、地域をどのようなまちにしたいと考えているのか、ご見解をお聞かせください。

ほかにも、神田駅周辺では、東口も西口も古い建物の解体が数多く行われ、虫食い状態の空き地があちこちに存在し、方向感が見えない無秩序なまちづくりが進んでいます。西口の再開発準備組合や東口の地権者の方々は、危機感を募らせています。

また、飯田橋西口では、再開発後の駅改良工事が着々と進み、「これからは東口の整備を」と思いをはせている、再開発準備組合の方々が大勢いらっしゃいます。

神田小川町三丁目西部地区、神田錦町三丁目南部など、区内の数多くの再開発事業も同様な状況にあります。

我が会派は、これまで一貫してまちづくりの推進について訴えてまいりましたが、遅々として進まず、現在に至っております。

ここで改めてお尋ねをいたします。

まちづくりを進めている地域に対して、もっと積極的に関わりを持ち、その実現をして、支援していくべきではないでしょうか。ご見解をお聞かせください。

最後に、100条委員会について、区長に質問をいたします。

今年3月の第1回区議会定例会では、総合設計制度及び地区計画制度に関する事項を調査するための地方自治法に基づく100条委員会が、全会一致により設置され、現在、調査を進めております。石川区長が家族と共有名義で購入した三番町のマンションについて、公募、抽せんを伴わない、事業協力者住戸を購入していたことを、報道機関が取り上げました。この事実を知った区民から、区長に対する不信の声が、区をはじめ、議会にも寄せられています。また、予算特別委員会で、事業協力者住戸の集中審議の際、区長は、区民に分かりやすくこの問題について説明することを考えていると明快に答弁しております。

しかしながら、区長は本日まで区民や議会に対し、事実の説明を行っておりません。区長が説明責任を果たされていない中、6月4日に発売された週刊文春においても、「小池百合子側近区長がタワマン購入で超優遇の怪」と記事になり、区民のみならず全国的な疑惑になりつつあります。

この記事の中には、元検事の弁護士のコメントが載せられています。そのコメントを読み上げます。「区長は、利害関係者である三井不動産から人気物件を購入する機会をもらったという点に賄賂性があり、収賄になり得る事案です」と指摘されています。

今回、区議会は、全会一致による100条委員会において、6月16日に区長の証人尋問という場を設けました。「収賄になり得る事案」とまで指摘された疑惑を払拭していただく機会だと思えます。事実を述べなければ偽証罪として告発をされるおそれのある証人尋問で説明していただけることこそが、区民の納得も頂けるものだと思います。証人尋問を通じて、しっかり区長からの説明を頂くことを大きく期待しております。区長からのご見解をお聞かせください。

以上、区長並びに関係理事者の簡潔かつ明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

**○区長（石川雅己君）** 山田議員の新型コロナウイルス感染症対策及び100条委員会についてのご質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、招集挨拶でも申し上げたとおり、区が最重要とすべきは、区民の命と健康を守ること。そして、区民生活や経済活動を支えることであるろうと思っております。

この未曾有の危機にどう対応するか、区としては、国や東京都の動向を注視しつつ、基礎的自治体として、地域の特性や状況を踏まえ、独自の支援を行う考えであります。

本定例会に提案をいたしました補正予算では、最重要課題である医療と介護、教育や子育てへの支援を具体化しているところであります。

危機対応では、即効性が問われる。様々な支援がスピード感を持って実現されることが重要であり、日頃から住民と接し、施策を実行する自治体では、常に迅速かつ的確な事業の執行に向けて備えをすることが肝要だろうと思っております。

コロナ危機は、様々な分野で変化をもたらさだろうと思えます。私たちの生活も元に戻らない

ことを認識しなければなりません。これからは感染予防の観点から、日々の生活スタイルを見直すことが求められるだろうと思います。そのことが自分を守り、他人を守ることにつながるのだろうと思います。

行政サービスの在り方も変わってくるだろうと思います。具体例を挙げれば、感染症対策を踏まえた入所施設の個室化や災害時の避難所運営の在り方など、新たな視点で見直すことが肝要だろうと思っております。

やるべきことを見極め、具体化するスピード感と実行力を重視し、議会とも論議しながら、共にこの危機を乗り越えていく所存であります。

最後に、100条委員会について申し上げます。

令和2年6月4日付で、この件について、議長宛てに、私と弁護士とで意見書を送付しております。6月9日までに回答を求めているところであります。しっかりと事実関係を確認し、対外的に説明をしまいたいと思います。こうした100条委員会の設置に当たりまして、区民の皆様方にも大変ご心痛を煩わせております。私としては、痛恨の極みであります。

なお、詳細については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 山田議員の保育園、学童クラブの感染症対策についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、保育園や学童クラブの再開に当たっての具体的な感染症対策についてでございます。

保育園あるいは学童クラブにつきましては、緊急事態宣言期間中は原則休園、休止とした上で、各ご家庭での保育が特に困難な場合には、お子さんをお預かりしてまいりました。そして今般、緊急事態宣言の解除を受けまして、通常の運営を再開したところでございます。

再開に当たりましては、朝晩の検温と健康観察の徹底はもとより、定期的な換気、グループに分けた活動、給食時の仕切り板の活用、そして頻繁な消毒、清掃の実施など、様々な対策を行っているところでございます。

保育園や学童クラブの現場におきましては、いわゆる3密の状態を完全に回避することは困難ではございますが、今後ともでき得る限りの感染症防止対策に努めてまいります。

次に、感染症対策における区立保育園、基幹園の役割についてでございます。

区内には、区立の保育園、こども園に加えまして、民間の運営事業者による認定こども園や認証保育所、あるいは地域型保育事業など、様々な運営形態の保育施設があることはご案内のとおりでございます。

この中で、基幹園となる区立園におきましては、地域の子育て支援の核として様々な取組を行うとともに、各保育施設の連携に主導的な役割を果たすことが求められていることは、議員ご指摘のとおりでございます。

今般の感染症対策の取組につきましては、基幹園である区立園における取組とともに、様々な保育施設におきましても同様の対策が行えるよう、支援を継続的に行ってまいります。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕



○教育担当部長（佐藤尚久君） 山田議員の、新型コロナウイルス感染症対策に関連する教育と子育てについてのご質問にお答えいたします。

最初に、学校再開に当たっての具体的な感染症対策についてお答えいたします。

各学校においては、身体的距離の確保や校内の消毒等、可能な限り、感染症対策を講じております。具体的には、教室等の換気の徹底、手洗い場やトイレの床面に並ぶ位置をマーキング、登校前の検温及び登校時の確認、手洗いの励行、マスクの着用等、子ども一人一人の感染防止に向けた行動についても指導をしております。

次に、子どもたちの身体的・精神的な健康面へのケアについてお答えいたします。

まず、身体面への配慮についてですが、学校の休業期間中は、自粛生活を余儀なくされている子どもたちの生活リズムを整えるために、各学校が一日の計画を示した家庭学習予定表を作成・配布いたしました。5月後半は、オンライン朝の会を実施する等、子どもたちが規則正しく生活を送ることができるよう発信を行ってまいりましたが、その中に「子供の運動あそび応援サイト」や教員自作の動画を紹介する等、自宅でも取り組むことができる運動例の紹介も行っていました。分散登校後も、少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなど、積極的に運動の機会を設けるよう、各校に指導しております。

続いて、精神面への配慮についてですが、議員ご指摘のとおり、長期にわたる休校により、子どもたちは様々なストレスや不安があることが考えられます。休業期間中、各学校においては、各家庭へ定期的に電話連絡等を行いながら、児童・生徒の健康状態の把握をし、担任や養護教諭等から児童・生徒への応援メッセージの発信を行ってまいりました。分散登校開始以降は、教師との対話やアンケート等により、子どもの心に寄り添う対応を行っております。そして、悩みを抱える児童・生徒については、学級担任のみではなく、スクールカウンセラーや養護教諭によるカウンセリングを行う等、学校全体で教育相談体制を整えております。

次に、オンライン学習についてのご質問にお答えいたします。

本区では、子どもと学校、子ども同士がつながる双方向型のオンライン学習の実現に向けて、4月より環境整備を行ってまいりました。5月中旬より、各家庭へのID、パスワードの配付、課題となっていたWi-Fi環境の整っていない家庭へのWi-Fi機器や端末の貸与を行い、5月下旬より、各校の状況に応じてオンラインによる学習をスタートいたしました。現在は、双方向型の授業の可能性を探るべく、教員同士が協働しながら、様々な授業方法にチャレンジしています。教育委員会では、先行事例の紹介や各校での取組の共有化、教員の研修プログラムの開発に努めるなど、日々の支援を充実させてまいります。

次に、今後の長期休暇や行事の考え方についてお答えいたします。

教育委員会では、幼稚園・こども園、小・中学校における今年度の夏季休業日について、学習の習熟に必要な授業の時間を確保するため、8月1日から23日に縮減いたしました。また、4月から7月までの学校行事についても、校内の実情に応じて延期または中止としております。秋以降の行事等につきましては、今後の感染症の状況を見つつ、3つの密を避けて行えるものについては、各校において実施を検討しております。

今後危惧されている第2波等が起きた場合においても、オンライン学習等も活用しつつ、柔軟に対応してまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 山田議員のご質問のうち、PCR検査と保健所の体制整備についてお答えいたします。

本区では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策において、PCR検査の充実が重要であると考え、区内医師会及び病院の協力の下、医師が必要と判断した区民の方を対象に検体採取を行う仮設診療所を4月24日に開設し、原則週3日検体採取を実施しております。併せて、区内の発熱外来設置医療機関に対し、PCR検査のための陰圧エアートントを設置し、検査体制の強化を図っております。

現状としまして、九段下仮設診療所においては、これまで120件以上の検査を実施し、発熱外来においても検体件数がテント設置以前の約2倍になるなど、区民のご要望に応じていると考えております。

今後、感染拡大の第2波、第3波に備え、検査体制の強化、維持が必要と考えております。そのための課題としまして、これからの暑さや台風など自然災害に備えて、仮設診療所を現在のエアートントから、例えばトレーラーハウスなどの強固で簡易に設置可能なものにするなどを検討しております。

さらに、唾液による検体採取が可能になったことから、検査対象の制約を考慮しつつ、協力関係機関等と相談、連携の下、活用を検討してまいります。

次に、区民の方に対するPCR検査の周知につきましては、PCR検査の検査対象の方や検査までの流れ、結果が判明した後など詳細について、ホームページに掲載しております。今後につきましても、分かりやすいチラシ等を作成し、出張所及び総合窓口などでの配布や町会長会議等の機会を通じるなど、様々な伝達方法を活用し、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

また、検査対象としましては、多くの区民に直接関わる区内の医療施設や福祉施設、学校、保育施設等の従事者に対しても、区民と同様に、医師がPCR検査を必要と判断した場合には、検査対象として拡充していく方向で検討してまいります。

次に、保健所の体制整備につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで保健所を介さないPCR検査センターの設置や相談窓口コールセンターの委託など、保健所の感染症対策の体制整備に取り組んでまいりました。

ご指摘のとおり、保健所の事務スペースにつきましては、従来より課題と考えており、民泊施設への対応や受動喫煙対策など新規業務に対して、事業の整理や区庁舎内スペースの有効活用など様々に工夫し、対応してまいりました。

新興感染症や大規模食中毒などの健康危機管理や災害時医療体制など、有事の際には、各担当部署が一所にまとまって、迅速かつ的確に対応することが望ましいことは言うまでもありません。

しかし、さらなる感染症対策に伴う保健所業務の増大に備えた人員の増強や組織体制の見直しも必要と考えられ、事務スペースの確保に向け、緊急避難的措置として低未利用施設や民間事務

所ビルの活用を検討しつつ、保健所の体制強化に取り組んでまいります。

〔戸籍住民サービス担当部長恩田浩行君登壇〕

○戸籍住民サービス担当部長（恩田浩行君） 山田議員の出張所・区民館についてのご質問にお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、区民館・区民会館・集会室につきましては、ご利用を休止させていただいておりますが、今月17日から利用を再開する予定でございます。再開に当たりましては、施設の消毒等十分な衛生面の措置に加え、ソーシャルディスタンスの確保・保持など、いわゆる3密とならないよう、利用方法及び利用定員等につきましても、当面、一定の制限をさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

これからの出張所・区民館の在り方につきましては、災害発生時に出張所が果たす役割も含め、庁内で議論を進めているところです。議論に当たりましては、当然に、新しい生活様式など、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による地域社会の変化を踏まえていく必要があると考えています。

出張所・区民館の拡充ということですが、検討に当たっては、災害や感染症対策だけでなく、人口増や行政需要の変化なども視野に入れながら、規模感や機能面、施設面について全庁的に議論を進めてまいります。

今後、議論が深まり、具体化に向けて検討を進める際には、様々に創意工夫を凝らしながら、施設整備を行っていく必要があるものと認識しております。

〔計画担当部長印出井一美君登壇〕

○計画担当部長（印出井一美君） 山田議員の、新型コロナ禍における皇居ランナーのマナーに関するご質問にお答えをいたします。

区では、平成23年「公共空間活用検討会皇居周辺地域委員会」を立ち上げまして、平成25年には皇居ランナー等が守るべき「皇居周辺歩道利用マナー」を取りまとめました。その後、マナーの周知を図るとともに、ランナーサポート施設と連携し、普及に努めてまいりました。

本年4月以降、新型コロナ感染症の拡大とともに、皇居ランナーの数は減少いたしました。議員ご指摘のとおり、ランナーの呼吸時の飛沫等について、懸念の声も区にも寄せられております。

そこで、東京都のステイホーム期間に合わせまして、本年4月27日、区のウェブサイトや公式SNSで「感染拡大防止のため、マスクを着用し、十分な間隔を空ける等、周囲への配慮」を要請するメッセージを公開いたしました。社会の関心も非常に高く、SNSで広く拡散されたほか、マスメディアでも多く取り上げられ、周知については一定程度図られたものと認識をしております。また、ステイホーム期間終了後にも、もう一度周知をいたしました。

今後についてでございますが、熱中症リスクが高まる季節を迎えまして、環境省・厚生労働省では新しい生活様式における熱中症予防として、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すことや、小まめに水分補給をすることを呼びかけており、これも踏まえながら注意喚起を

していく必要があると認識をしております。

また、生活環境条例パトロールに基づく範疇での注意呼びかけということは困難な状況でございますが、引き続き、新型コロナ感染予防に向け、「集団走」や「会話をしながらのランニング」を避けること、歩行者等へ飛沫が拡散しないよう十分注意することなどについて、様々な媒体、機会を通じて周知を図ってまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 山田議員のコロナ禍におけるまちづくりについてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、日テレ通り周辺のまちづくりについてですが、地域主体の「日テレ通りまちづくり委員会」により、平成29年5月に作成された「日本テレビ通りまちづくり方針（案）」を受け、平成30年3月に、区が事務局の「日本テレビ通り沿道まちづくり協議会」を設置し、平成31年1月までに7回を開催しております。

協議会では、日本テレビの整備計画が分からない状況の中で、「日本テレビ通り沿道まちづくり基本構想」の策定を進めることについて、多様な意見が出されました。今後、日本テレビの大規模敷地で予定される整備計画につきましては、地域の意向を参考にしながら、単に機能更新だけではなく、まちの課題解決に資するという観点から、積極的に推進してまいります。

次に、外神田一丁目地区のまちづくりについてですが、当地区は日本を代表する世界の秋葉原にあり、都内でも貴重な神田川の水辺空間に隣接しており、この地域特性を活かした魅力的なまちづくりに向けた潜在力を持つ場所であると認識しております。

これまでも、奥行きが狭い川沿いの街区だけでは、川に顔を向けた魅力あるまちづくりを進めていくことが非常に困難であることから、川沿い街区及び国道17号北側の街区の地権者による意見交換会を開催し、まちの将来像を検討し、地域に向けたオープンハウス型説明会を経て、当地区の基本構想を、昨年12月に改定しております。

この改定基本構想を踏まえ、親水広場や水辺への歩行者導線確保といった魅力ある水辺空間の創出や、老朽化する清掃事務所や、利便性の向上が求められる万世会館の機能更新、また、首都直下型地震に備えた特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進など、迅速な対応が必要と認識しており、精力的に進めてまいります。

次に、まちづくりを進めている地域に対する見解ですが、今回の新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、今後の都市のありように大きな影響を与えるものであり、多くの地域関係者において危機感が高まっていることは十分認識しております。

一方、都市計画の歴史をたどれば、感染症の蔓延を防ぐため、面的な再開発により過密状況が解消され、上下水道や道路等の都市基盤が整備され、広場等の公共空間が拡大されてまいりました。

今後は、こうした歴史に学び、様々な都市計画手法を活用し、老朽市街地の再生や緑豊かな広場、歩行者空間を確保した街区再編、水辺など屋外の良質な空間の創出など、今回のコロナを教訓とする公衆衛生の観点も踏まえた、時代に合った機能の誘導を図るなど、積極的にまちづくり

を推進していく必要があると考えております。

議員ご指摘の各地域におきましても、地域特性や課題は様々ではありますが、いずれも地域の皆様が課題解決や魅力の創出に向け、知恵を絞り、自らの汗をかき、検討を進めているものと認識しております。

一方、地域によっては、まちづくりの検討が長期にわたっているため、地区内建物や施設の老朽化、関係者の高齢化が進行していることも課題の1つとなっております。そういったことも踏まえながら、コロナ禍の状況ではありますが、各地域の検討の熟度に対応しながら、ポスト新型コロナを見据えて、スピード感を持ってまちづくりを推進してまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本共産党区議団を代表して、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 私は、日本共産党区議団を代表して質問いたします。

最初は、**新型コロナ危機への対応**についてであります。

冒頭、感染された方々の早期の回復を願い、亡くなられた方々に心からのお悔やみを申し上げます。

東京都においては、5月25日、緊急事態宣言が解除されました。その後も東京都では新規感染者が続いています。第2波への備えとして、検査・医療・社会保障の体制とともに、直接・間接に影響を受ける人々の暮らしと営業を支える体制づくりが急がれています。

以下、5つの柱で質問します。

第一に、検査体制の強化です。遅れている検査体制を強化してこそ、感染の実態を正確につかみ、効果的対策を進めることができます。日本のPCR検査は遅れに遅れました。その要因の1つは、検査の必要性の判断を、患者の健康状態を一番知っているかかりつけ医でなく、保健所にさせていたからです。

保健所の業務は逼迫しており、医師が必要と判断した患者のPCR検査は、保健所を通さず検査できる仕組みを維持・強化していく必要があります。見解を求めます。

検査方法について、PCR検査と並行し、抗原検査、抗体検査の活用を進めること。唾液の利用を積極的に進めることを提案いたします。

検査対象は、医療・介護・福祉・保育・教育等の現場で働く人たちが、公費で検査を受けられるようにすること。全ての妊婦と、立会いを希望するパートナーが、公費で検査を受けられるようにすることを提案いたします。

第二は、医療体制の強化です。補正予算に区内の災害拠点病院と7つの医療機関、診療所等への財政支援が計上されました。本来、感染者に対応できる医療提供体制の整備は、国の責務であ

ります。自治体間には財政力に格差があるため、国が医療提供体制に責任を持たなければ、命の格差が生まれるからです。しかし、新型コロナ危機による医療機関の経営悪化は極めて深刻です。

日本病院会など3団体の調査によれば、コロナ患者を受け入れた病院の4月の平均赤字は1億円です。大学病院も、手術件数が激減し、2020年度1年間で、入院・外来で5,500億円の減収になると予測しています。

東京保険医協会の調査によると、外来患者の減少で、診療所の93%が「収入が減った」と訴えています。こうした深刻な状況の下で、区が独自の基準をもって財政支援を行うのは必要な措置と言えます。

問題は、医師会に入っていない開業医を支援対象から外したことです。同じように地域医療に寄与している社会的インフラではないでしょうか。なぜ支援しないのか、説明を求めます。

第三は、介護・福祉・保育等、社会保障の基盤を守ることです。補正予算は、介護・福祉・保育現場に対する助成額を計上しました。これらの現場は、感染の危険性に向き合いながら、必死でその社会的役割を果たしています。現場は今、集団感染防止のための支出増と、サービス利用者の減少等による経営悪化に苦しんでいます。

長期にわたっての感染症拡大の対策が求められています。介護・福祉・保育現場への支援を継続的に実施し、地域の介護・福祉機能を守り抜くことを求めます。答弁を求めます。

第四は、外出自粛・休業要請などにより、直接・間接の損失を受けている個人・事業者への支援についてであります。

まず、特別定額給付金についてです。区民の中には、本人確認と通帳のコピーにご苦労される方が少なくありません。

認知症の独り暮らし高齢者など、申請書作成の困難な方の対応については、所管部連携の下、万全の体制をとって、漏れなく届け切ることを求めるものです。

次は、東京都の感染拡大防止協力金についてです。

給付は、現在、申請の2割程度であり、あまりにも遅過ぎます。第2回目の協力金の受け付けが今月17日から始まります。

協力金は、申請の段階で給付し、審査は支給後とするなど、迅速な支給に改善するよう、都に働きかけることを求めます。同時に、緊急を要する方には、都の協力金が給付されるまで区が立て替えることを提案いたします。

国の第2次補正予算案に「家賃支援給付金」が計上されました。この給付金は、前年同期と比べた売上高が、1か月でも半減するか、連続する3か月の合計で30%以上減少することが条件です。問題は、売上の減少を量る期間が5月から12月の間となっていることです。コロナの影響が深刻化した2月から4月は対象外です。

このスキームでは、売上が半減以上の持続化給付金から外れた事業者などは、30%以上の減少を、5月以降の3か月の合計で見なければなりません。お金が入るのは、どんなに速くても8月以降になってしまいます。夏まで待てない事業者は少なくありません。制度設計を見直すよう国に働きかけることを求めます。

さて、国や都の支援策が行き届かない区民や事業者が少なくありません。きめ細かくスピーディに支援できるのが、最も身近な自治体であります。コロナ禍の下、困窮している人々に独自の支援をしないのでは、区政は誰のためにあるのかが問われます。

今、中小零細業者が切実に望んでいる家賃助成を、独自に創設した自治体が相次いでいます。北は北海道根室市、青森市から、南は北九州市、福岡市など、多くの自治体が実施しています。23区では、新宿区、港区、文京区といった、家賃の高い都心区で実施しています。（スクリーンを資料画面に切替え）

これはいわき市のホームページです。全業種を対象に、月額賃料の2分の1の6か月相当額を補助する「維持支援金」を創設しています。一番下にあるように、いわき市が主体となって、「国・県と連携し、あらゆる手段を総動員して下支え」すると書いてあります。（スクリーンの資料画面を切替え）

一方、千代田区長は招集挨拶で、「国や東京都による中小企業への多様な経済活動支援策が実施、検討されているとし、「そのような動向を見極め」と述べられました。その具体化が国等に対する「事業者の煩雑な助成金申請手続のサポート」という、言わば国への申請のお手伝い役です。この違いは区民の目にどう映るでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

千代田区は、特別区の中で財政力のある屈指の自治体です。特別区の2018年度決算によると、区民1人当たりの千代田区の基金は180万円。特別区平均21万円の約9倍に上ります。そのうち「不測の事態」に備えて積み立てられている「財政調整基金」だけでも400億円を超えている。この基金を今こそ区民と事業者を守るために活用するときではないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

区長は、「多くの中小事業者の資金繰りが悪化し、一部の事業者は、事業の継続が危ぶまれている状況」にあると、招集挨拶で述べられました。現状をそこまで認識されながら、なぜ零細業者や低所得世帯に支援の手を差し伸べないのか。端的にご説明願いたいと思います。

第5は、コロナ危機が、社会の在り方を厳しく問うものとなったことです。競争と効率性を優先する新自由主義が、世界中で破綻しています。日本では、「構造改革」の名で、医療費抑制政策が進められてきました。（スクリーンを資料画面に切替え）

その表れの1つが、医師の絶対数の不足であります。これは、医師数の国際比較です。左側が医師数の比較したグラフです。日本の人口1,000人当たりの医師数は2.4人。OECD加盟国平均が3.5人。G7では日本が最低で、フランスの7割、ドイツの6割の水準です。にもかかわらず、政府は今、病院の統廃合を進めようとしています。昨年9月、424の公立・公的病院を名指しで再編統合を迫りました。政府の「地域医療構想」は、25年度までに感染症患者を率先して受け入れる急性期の病床を、全国で約20万床、3割も減らす政策であります。

医療崩壊を招かないためにも、地域医療構想に基づく424病院の統合計画、病床削減の計画の撤回を国に求めるべきではないでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

さて、保健所の数も、1994年に保健所法が地域保健法に改定以降、減少しています。国は、結核患者の減少を理由に、感染症の時代は終わったとして、感染症研究所、衛生研究所、保健所

などを縮小し、公共サービスを削減してきました。90年代には、850か所あった保健所は468か所に減り、職員定数も7,000人減りました。都内の保健所も71か所から31か所へ減少し、そこへコロナ危機が襲いました。(スクリーン表示を元に戻す)

今回のコロナ危機を契機に、弱体化した公衆衛生システムの大転換が必要であります。

千代田区は、2003年度から検査業務の民間委託が進められました。直営に戻すべきではないでしょうか。

保健所のスペースも狭く、今日、求められる機能を発揮するには不十分です。かつて、千代田保健所麴町庁舎が存在したときは、千代田保健所と合わせ、床面積は約6100平米ありました。今の保健所は、その半分の3200平米にすぎません。近隣ビルの借上げなども含めて、十分なスペース確保に取り組むべきではないでしょうか。

次に、**気候変動**について質問します。

東京大学の山本良一名誉教授は、東京新聞でこう述べられました。「感染症拡大の背景に気候変動を含む環境破壊がある。ならば、非常事態にある気候変動についても、世界で大きな行動変容をすることが必要だ」と、こういう発言でありました。これらの知見に耳を傾け、気候変動問題という人類的課題に正面から立ち向かうときではないでしょうか。

I P C C (気候変動に関する政府間パネル) 特別報告書「1.5℃の地球温暖化」は、1.5℃上昇にとどめるには、2030年に2010年比45%削減、2050年には実質排出ゼロにする必要があること、1.5℃上昇は、現状の排出ペースであれば、2040年前後、早ければ2030年には到達してしまい、今後10年間の対策強化が極めて重要であることなどを強調しています。

環境省は、昨年7月、「2100年 未来の天気予報」の新作動画を公表しました。この動画は、最新の気象状況等を踏まえ、産業革命以前からの気温上昇を1.5℃に抑える目標を達成できた2100年と、達成できなかった2100年の天気予報を示したものです。(スクリーンを資料画面に切替え)

35℃を超える猛暑日となった年間日数を見てみましょう。2018年の東京は12日間でした。2100年の猛暑日は、「1.5℃」に達成すれば16日間、達成できなければ60日と、5倍に増えます。

台風はどうでしょうか。(スクリーンを資料画面に切替え)

昨年は、15号、19号という強力な台風による風水害で甚大な被害を受けました。台風15号の最大瞬間風速は、秒速58メートルです。「未来の天気予報」による2100年の台風はどうか。「1.5℃」を達成できた場合、最大瞬間風速は秒速70メートル。未達成の場合、最大瞬間風速は秒速90メートル。これは時速320キロメートルに相当します。こうしたスーパー台風が毎年接近することになるわけです。

風速が秒速20メートルを超えると立ってられません。30メートル以上になると走行中のトラックが横転し、40メートルを超えると樹木や電柱が倒れ、ブロック塀が倒壊します。秒速70～90メートルの風を持つ台風となれば、大雨、防風とともに、沿岸部では高波・高潮の被



害も懸念されます。気温上昇の1.5℃以下への抑制は、まさに人類の死活的課題と言えます。  
(スクリーンの資料画面を切替え)

千代田区地球温暖化対策条例は、「対策目標」を掲げました。2020年までに90年比で二酸化炭素の排出量を25%削減する目標です。しかし、実態は、削減どころか、90年の249万トンから2017年には274万トンに、25万トン増大しています。(スクリーンの資料画面を切替え)

国際社会が、CO<sub>2</sub>排出量の実質ゼロを目指している2050年はどうか。区の「地球温暖化対策の取組みに関する検証(案)」によると、左側の業務部門の中位シナリオは、90年比で約20万トンの減少にとどまり、右の高位シナリオでは約285万トンとなり、36万トンの増大です。オフィスビルの床面積が野方図に増え続けると、こうなってしまうという警告と私は受け止めました。まさに非常事態であります。(スクリーン表示を元に戻す)

「気候非常事態宣言」の運動が世界で急速に広がっています。現状をリアルに捉え、千代田区も気候非常事態宣言を発するときではないでしょうか。同時に、2030年、2050年の野心的な削減目標を持つべきではないでしょうか。専門家や環境団体の知恵を集めて、住民参加で目標設定、達成手段を練り上げることを求めるものであります。

区長の認識と対応を伺います。

最後に、**都政問題**について、3つ質問いたします。

第一は、都立病院・公社病院の独立行政法人化についてです。都知事は、3月、2022年度内をめどに、都立病院・公社病院を独立行政法人化する方針である「新たな病院運営改革ビジョン」を決定しました。独立行政法人とは、言わば民間と行政の中間に位置づけられ、経営効率を最優先し、行政医療の縮小・廃止を含めて、効率化を図る制度であります。独法化の目的が東京都の財政支出の削減にあることは明白です。

都民の心配は、財政支出の削減によって、都立病院・公社病院が行っている感染症医療、小児医療、救急医療、周産期医療など、民間の医療機関では対応が難しい不採算の「行政的医療」が後退するのではないかという点にあります。

今回の新型コロナ感染症の患者を、都立病院はいち早く受け入れることができました。都立・公社病院は、都内の感染症病床の7割近くを確保し、感染症医療の訓練を日々重ねています。

一方、独立行政法人化された病院はどうでしょうか。大阪府立病院機構では、母子医療センターの分娩料、セカンドオピニオン料、差額ベッド代と、患者負担増の連続と聞きます。

感染症対策の点からも、都民負担という点からも、独法化を進める必要はないと思います。区長の見解を伺います。

第二に、日本橋周辺の首都高速道路の地下化についてであります。都民が望んでいるのは、「日本橋に青空を」です。首都高の撤去であり、地下化ではありません。首都高地下化は、総事業費3,200億円を超えます。神田橋JCTを起点とする八重洲線が途中で接続する東京高速道路は、道路の構造上、大型車両が通行できません。そのため、迂回する新たなルートの整備が必要ですが、その費用は3,200億円に含まれていません。注目すべきは、10年から15年かか

と言われるこのルートが整備されなければ、地下化は機能しないことです。（スクリーンを資料画面に切替え）

さらに、日本橋の上を走る高架道路の地下には、半蔵門線、銀座線、浅草線が走っています。それを避けながらの工事となるため、地下ルート、赤色の部分ですが、現在より南北に蛇行することになります。そうすると今度は、地下化工事の上部にあるビルの基礎ぐいが工事の障害になります。そこで、首都高速道路の地下工事と同時に、上部の民間プロジェクトを進めてもらい、基礎ぐいを取り除くこととなります。ここでも注目すべきは、仮に周辺の再開発事業が進まなければ、地下道路の工事も進まないということです。（スクリーン表示を元に戻す）

地下のトンネル工事の複雑さ、その工事と周辺の再開発事業を調整しながら進める難しさ、また新たな別ルートを作らなければならない膨大な手間と費用。幾重にも困難さを抱え、一歩間違えれば総崩れになるというのが、この首都高速道路の地下化計画であります。

コロナ感染拡大阻止のために、今後も医療・検査体制の強化、暮らしと営業の支援など、多額の費用がかかります。税金の使い方からも、環境に多大な負荷をもたらすという点からも、大型開発に前のめりになるときではありません。区長の見解を求めます。

第三は、東京にカジノを誘致することについてです。東京都が臨海副都心の青海地区北側に、カジノを含むIR導入を検討し、海外のカジノ事業者からヒアリングを行い、事業者公募や計画申請のスケジュール表まで作成していることが明らかになりました。

カジノは、負けた人のお金をもうけの原資としており、人の不幸の上に成り立つ商売です。自治体が手を出すものではありません。カジノ問題で現職国会議員が逮捕されたのをきっかけに、北海道は申請を断念し、千葉市も申請を見送りました。

新型コロナウイルス感染拡大の中、世界のカジノに営業停止、閉鎖が広がっています。それでも都知事は、カジノ誘致について「メリット、デメリットを総合的に検討する」と、相変わらず今年度も調査費用を計上いたしました。

コロナ危機の下、新たな生活様式が求められているときです。典型的な3密であるカジノの誘致計画を中断し、予算や人的資源をコロナ感染対策に回すべきではないでしょうか。区長の見解を求めて、質問を終わります。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

**○区長（石川雅己君）** 木村議員の新型コロナウイルス感染症対策及び都政を巡る3つの課題に関するご質問についてお答えを申し上げます。

緊急事態宣言は解除をされましたが、予断を許さない状況が続いていると思います。コロナへの対応は長期戦を覚悟しなければならないものだろうと思います。これからは、感染の再流行に備えつつ、社会経済活動の再開にも注力していかなければならないと思います。感染拡大防止と経済対策をうまく両立させることが肝要であり、難しいかじ取りになることだろうと思います。国や東京都の動向を注視しながら、適時適切な取組を行ってまいりたいと思います。

コロナの危機は様々な分野で変化をもたらしております。私たちの生活スタイルが元に戻らないことを認識しなければならないだろうと思います。社会のありようが大きく変化をする中、行

政サービスの在り方も変わっていく。変化の機会を前向きに捉え、「新しい生活様式」を定着させていかなければならないだろうと思います。そうしたことが、感染症に強い社会を構築していくことにつながるものと考えております。

次に、都政をめぐる3つの課題に関する質問にお答えいたします。

まず、都立病院・公社病院の独立行政法人化についてであります。区としては、将来にわたり、誰もが安心して質の高い医療を受けられることを期待をしているところであります。

次に、日本橋周辺の高速道路の地下化についてであります。日本の中核機能を担う首都圏全体の広域交通体系に関わるものであり、その中で論議をしていくべきものと考えております。

最後に、東京にカジノを誘致することについてであります。現在、都政において、I R導入について、メリット、デメリットの両面から検討されていると認識をしております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 木村議員の保育現場への継続的支援についてのご質問にお答え申し上げます。

保育園や学童クラブなどの現場におきましては、このたびの緊急事態宣言期間中におきましても、木村議員ご指摘のとおり、感染の危険性に向き合いながら、必死でその社会的役割を果たしてきたところでございます。

保育現場におきましては、いわゆる3密を回避することは大変難しいのが実態でございますが、各施設におきまして、できる限りの工夫をし、消毒、清掃等の衛生対策に努めているところでございます。各施設におけるこのような取組に対しましては、今後とも継続的に支援をまいります。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 木村議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う介護・福祉現場への支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、介護の現場では、感染防止対策や従事職員の確保等で経費が増加する一方で、感染への不安から利用者が減少している状況があり、介護事業所の経営や運営に大きな影響が出ています。

区内の介護事業所は、様々な感染防止対策をとり、感染リスクの不安を抱えながらも、職員を確保して、休業することなくサービス提供を続けています。

介護保険のサービス基盤を守るためにも、このような事業所を支援することは、区としての責務だと考えております。そのため、感染防止対策の充実と第2波への備えも想定して、継続的な介護事業所への支援に必要な経費を、補正予算案として提案させていただいております。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 木村議員の新型コロナ感染症対策に関するご質問のうち、検査体制の強化及び医療体制の強化、保健所体制の強化、地域医療構想に関する質問についてお答えいたします。

まず、検査体制の強化についてお答えいたします。

本区では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、区民のPCR検査の拡充を求める声を受け、九段下に仮設診療所を開設し、区内医師会等と連携しつつ、いち早く区独自のPCR検査体制を導入するなど、日々刻々と変化する状況に応じた感染予防に努めてまいりました。

この九段下仮設診療所におけるPCR検査体制は、区民のうち、医師会所属の診療所等で医師が必要と判断した方を対象に、保健所を通さずに、直接予約制で仮設診療所において検体採取し、民間の検査機関でPCR検査を行うもので、引き続き感染の再拡大に備え、維持してまいります。

次に、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの新たな検査方法が次々に国から示されております。区としましては、それぞれの検査方法の特徴を踏まえ、必要に応じて活用していきたいと考えております。

また、検査対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図り、早期に発見、早期に適切な治療へつなげるために、その時点での陽性患者に対する医療提供体制などを踏まえ、医療施設や福祉施設、学校等の従事者などまで拡充していくことについて検討してまいります。

また、妊婦につきましては、かかりつけ医が必要と判断した場合には、PCR検査の対象としております。一方、出産立会いを希望するパートナーにつきましては、PCR検査の性質上、偽陰性の可能性があることや、病院及び高齢者施設などにおいて、入院患者、入所者への面会も控えていただいている状況を踏まえると、区としましては、パートナーをPCR検査の対象とするという判断は困難であると考えます。

次に、医療体制の強化についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、区民の生命と健康を守るために、医療体制の強化は重要であると考えております。その中でも、災害時において傷病者のための医療の拠点となり、平時においても、救急医療を担う病院や区民健診や予防接種、区民歯科健診、学校保健、休日応急診療、災害時医療連携訓練など、常日頃から区政運営に協力していただいている医師会、歯科医師会、薬剤師会については、新型コロナウイルス感染症の予防対策をしっかりと講じていただき、今後も区民の健康や安全の基盤となる事業を安定的・持続的に行えるよう支援していくことが必要であると考えております。

区は、今後訪れるであろう感染拡大の第2波、第3波に備え、検査体制の強化及び医療体制の強化を進めていきたいと考えております。

次に、保健所体制の強化についてお答えいたします。

検査業務については、検査手法や精度管理が適正に行われている限りでは、行政検査と同等の結果が得られることから、平成16年度より、一部民間委託を開始したところです。

平成22年度に、現在の保健所庁舎新築に併せ、健康危機管理に直接関わる検査機能を強化するために、検査業務を、細菌検査・ウイルス検査を中心に据え、PCR検査ができる体制を整えました。新型コロナウイルスにつきましても、速やかに自区内検査を実施してまいりました。

また、ご指摘のとおり、平成22年9月に2つの保健所を統合し、機能を強化した現在の保健所新庁舎へ移転を行い、今年で10年目となります。これまでの間、多様化する事業に対して、

事業の整理や区庁舎内スペースの有効利用など、様々な活用を行ってまいりました。このたびの新型コロナウイルス感染症対策としても、この4月に、区役所内の会議室内に相談窓口のコールセンターを設置して対応しております。今後も、必要に応じて事務スペースの確保など、保健所体制の強化充実に取り組んでまいります。

次に、地域医療構想に関することですが、都の定める地域医療構想の中において、当区を含む医療圏では、2025年の病床数の必要量に対して、急性期・回復期・慢性期機能が不足しており、将来の需要増に応じて病床数を増やす計画となっております。

区は、病院の病床数を定める立場である都や地域の医療関係機関等と地域医療構想調整会議などを通じて緊密に連携し、必要に応じて国への対応をしてまいります。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

**○地域振興部長（村木久人君）** 木村議員の個人・事業者への支援についてのご質問にお答えいたします。

特別定額給付金につきましては、既に2万5,000件を超える申請を受理し、順次、支払いの手続きを行っております。手続きが困難な高齢者等につきましては、関係部署とも連携し、地域における支援の仕組みなども活用しながら、申請漏れがないよう努めてまいります。

次に、東京都感染拡大防止協力金についてです。4月16日から5月6日の第1期間に続き、緊急事態宣言が継続された5月7日から5月25日の第2期間の申請が、議員ご指摘のとおり、今月17日から始まります。それぞれ最大100万円の支給となります。

東京都によれば、これまでは必要書類の不備などで審査に時間がかかるケースがありましたが、作業に当たる職員を約100名から500名に増員するなど対応を強化し、早期支給の実現に努めると聞いております。

なお、区では、既に新型コロナウイルス感染症対応の緊急経営支援特別資金の貸付けなどを行っており、改めて協力金の立替えを行う考えはございません。

次に、家賃支援給付金についてですが、これは、政府の令和2年度第2次補正予算の成立が前提であり、事業内容の詳細はこれから決定されると聞いております。区としましては、この給付金が活用されるよう、区内事業者への正確な情報提供等に努めてまいります。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、中小・個人事業者への様々な支援策が実施されています。区では、専門家による相談体制を一層強化し、中小事業者の皆様が事業を継続していく上で必要な支援を適時行ってまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

**○環境まちづくり部長（小川賢太郎君）** 木村議員の気候変動に関するご質問にお答えいたします。

初めに、気候非常事態宣言についてですが、東京都は昨年度、脱炭素社会実現に向けて、ゼロエミッション東京戦略を策定し、気候変動による危機的状況に加え、これを克服するための道筋を示しており、いわゆる気候非常事態宣言の内容をも包含する精力的なものであると認識しております。

このため、ゼロエミッション東京戦略の内容を参考にしながら、本区の「地球温暖化対策地域推進計画」の見直しと「地域気候変動適応計画」の策定に向けた検討を進めており、区民や事業者の皆様と危機感を共有し、具体的な行動につなげていくための方策を構築してまいります。

次に、CO<sub>2</sub>削減目標の設定についてですが、本区では、地球温暖化対策条例に定めるCO<sub>2</sub>削減対策目標年次を迎え、これまでの取組を検証し、今後、「地球温暖化対策地域推進計画」の見直しを行う予定です。

具体的な目標については、取組の検証結果を踏まえつつ、国が示す目標との整合性にも留意して検討してまいります。また、現行の条例目標の達成が極めて困難な状況も踏まえ、新たな目標設定については、様々な視点から慎重に検討してまいります。

最後に、CO<sub>2</sub>削減目標や取組の検討を、専門家や環境団体、住民参加で行うべきとのご意見についてですが、現在、気候変動適応策を含む地球温暖化対策は、区民、事業者、環境関連団体、学識経験者等で構成する地球温暖化対策推進懇談会に、学識経験者や関係機関による検討部会を設置して、検証、検討を行っております。

検討部会における検討結果は、上部会議体である地球温暖化対策推進懇談会に報告することとしており、その場において、様々な立場から多様なご意見、ご提案を頂けるものと考えております。

**○12番（木村正明議員）** 12番木村正明、自席より再質問いたします。

介護や福祉、そして保育の現場への継続的な支援をぜひお願いしたいと思います。

私は、残り時間も僅かなので、1点に絞って再質問いたします。

協力金等の立替え制度についてであります。貸付けをしているので、できないと、考えないというご答弁でありました。実は、立替えというのは、事業所の皆さんの共通した願いでありました。なぜ必要なのか。それは協力金の振込みがあまりにも遅過ぎて、経営の見通しが立たないからです。食材の納入業者にいつお支払いできますと言えないんです。従業員の方にいつ給料を払うからねと言えないんです。大家さんに家賃をいつ払うねと言えないんです。だから、経営の見通しが立たないから、（ベルの音あり）何とか区に立て替えてもらえないかという切実な要望が出されました。貸付けと立替えは全く違います。立替えは一時的です。協力金が入ったら、すぐ回収できるじゃありませんか。これすら、こんなささやかな要望さえ拒否することに、私は理解ができません。

ある事業者の方は、毎日、銀行に記帳に行くとおっしゃっていました。そうですね。で、今日は入っているか、入っているかと、確認するために行かれるんです。ところが、振り込まれていなかったと。そのときの気持ちを、ぜひ、区長には察していただきたい。思いを寄せていただきたいと思うんです。その上で、しかと再答弁いただきたいと思います。

以上です。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

**○地域振興部長（村木久人君）** ただいまの木村議員の協力金の立替えについてのご質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁いたしましたように、協力金の立替えについては、現在では考えておりません。区としては、引き続き事業者の方々の声を聞きながら、必要な支援について検討し、また、実施していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時49分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

公明党議員団を代表して、19番米田かずや議員。

〔米田かずや君登壇〕

○19番（米田かずや議員） 令和2年第2回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問させていただきます。

まず初めに、**新型コロナウイルスに関して**、質問させていただきます。

昨年12月、中国で発生し、世界的な流行を引き起こしております。アメリカのジョーンズ・ホプキンス大学の集計では、5月31日朝の時点で、世界の感染者が累計600万人を突破したと報告されました。日本でも6月1日現在の感染者数は1万6,949人で、お亡くなりになられた方は898人となっております。ここで、改めて新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

4月7日の緊急事態宣言から約1か月半、国民の皆様の様々ご協力と取組により、感染の爆発的な拡大が回避され、5月25日、宣言が解除されました。宣言が解除され、大きな波は過ぎ去ったように見えますが、決して楽観できる状況ではありません。実際に、北九州市では、23日連続で感染者は出ていませんでしたが、ここ数日間で複数のクラスターが発生いたしました。感染経路が不明な人もおり、同市では多くの公共施設を臨時休館するなどの感染予防策を講じています。

このように、地域によって感染状況が異なるため、今後は、医療体制や検査体制の状況を考慮して、地域ごとに柔軟に対応していく必要があります。依然として、いつどこで感染が広がってもおかしくない状況ですから、感染予防と社会経済活動を両立させていくための「新しい生活様式」を定着させていくことが重要と考えます。これからは、人と対面する機会も徐々に増えます。その際、密閉・密集・密接の3密を避けるとともに、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行が基本になります。さらに、屋内であれば、小まめに換気をする。体調が優れないときや風邪などの症状が出たときは、職場や学校を休む。県をまたぐ帰省や旅行は控えめにするもののほか、テレワークや買物での通販利用を推進する。多人数での会食を避けるといったことも大切です。政府や行政が発信する方針に基づきながら、賢明に行動していくことで、感染するリスクを減らせます。

ここで注意したいのは、地域ごとに感染状況が異なり、とるべき対策の度合いも違うことから、

情報が錯綜することです。自分の住む地域の情報を正確に捉えて、行動していく意識が大切です。そこでお伺いいたします。

この「新しい生活様式」を区としてどのように捉え、どのように定着させていくか、基本的な考えをお聞かせください。また、状況に応じ、段階的に発表となると思いますが、今後予定されている区主催や共催のイベントの取扱い。外出自粛が続いていた高齢者、障害者に対するの対応とケア、また、施設の運営と支援策。現在、日曜、祝日は運休している風ぐるまの運行体制についての見解もお聞かせください。

3月2日、文部科学省から一斉休校指示や国の緊急事態宣言を受け、約3か月間にわたり、臨時休業していましたが、緊急事態解除を受け、時間差や分散登校を行いながら学校が再開いたしました。本区では、6月1日から12日までは、学級を小集団に分けた分散登校を実施し、学校に登校しない日は、引き続き家庭での学習となり、オンライン学習。そして、6月15日から通常どおりの生活時程に沿い、教育活動を開始し、給食も実施する予定と伺っています。

学校教育の再開に当たっては、感染防止の方針に沿った3密対策の下、分散登校などを経て、安心できる再開の態勢を急ぎ整える必要があると思います。グループを分けた授業や校内活動を実施する上でも指導する教員の増員が必要であり、様々な校内活動に応じた学校内の消毒の実践には、教員以外の人員の確保も必要と考えます。見解をお聞かせください。

また、年度末や年度初めの重要な時期に、長時間、学校に通えないという誰も経験したことのない状況の中で、子どもは大きな不安を抱えながら過ごしてきました。学校再開直後は、友人関係など、新学期に生じやすい悩みに加え、学習についていけるかどうかという焦りや感染へのおそれなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子どもたちが抱えているということを十分に踏まえ、最優先で心のケアを行っていく必要があります。長期休みに多い自殺リスクに対しても、万全の策を講じるべきであります。

また、この長期休みの間に、家庭内での虐待があることも踏まえ、学校と保健所、児童相談所が連携して、子どもからのSOSを見逃さず、迅速かつ確実に受け止めて、支援につなぐことが重要と考えます。そこで、もし、そのような児童・生徒がいた場合には、区の相談窓口確実につなげることや、東京都の非対面型相談事業であるSNS相談や教育相談一般、いじめ相談ホットラインなどを活用すべきと考えます。見解をお聞かせください。

また、学校再開後しばらくの間、特に家庭内に何らかの疾患を持った高齢者や妊婦、医療的ケアが必要な家族が同居する場合などでは、感染のリスクから、子どもを学校に登校させたくないとする保護者も出てくるのが予想される。このような個別事情について、一定期間は学校や教育機関と連携して丁寧に対応し、これまでのオンライン学習の進展の成果を生かすべきと考えます。感染のおそれから登校できない児童・生徒への学習保障についての見解も、併せてお聞かせください。

次に、ICT教育について確認させていただきます。

本年の第1回定例会でもGIGAスクール構想について取り上げさせていただき、国の補正予算を活用しながら、児童・生徒1人1台の学習用端末と、クラス全員が一度にアクセスしても問



題なく利用でき、また、今後進んでいく5Gに対応できる高速LANの校内整備を進めていくべきと質問させていただきました。担当部長からは、国や都の予算の活用を考えながら、学校教育におけるICT環境のさらなる整備を進めてまいりますと、前向きな答弁を頂きました。今回のコロナの休校で、これまで以上に整備へのスピード感と重要度が上がったと思います。そして、このたびの学校休業措置を踏まえ、今年度中にGIGAスクール構想の実現やオンライン授業を実施するための環境を整備する案があります。

そこでお伺いいたします。

GIGAスクール構想の事業概要と当区の整備状況及び今後の整備計画について、お聞かせください。また、そのことをロードマップで示してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

GIGAスクール構想の措置要件として、1人1台環境におけるICT活用計画、さらに、その達成状況を踏まえた教員のスキル向上等のフォローアップ計画とあります。ハードを整備することはあくまでも手段であり、それをいかに効果的に使い、子どもたちの学びを豊かにしていくかが大切になると思います。教師がICTを活用して、指導する力も高めていかなければなりません。

また、情報モラル教育の充実や有害情報対策は、学校だけでなく、家庭や地域全体で取り組んでいくべき課題と考えます。WHOは、オンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎで、日常生活ができなくなるゲーム障害を新たな病気に認定いたしました。さらに、昨年12月に結果が公表されたOECDが実施した生徒の学習到達度調査2019では、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外では、ネット上のチャットやゲームを利用する頻度は、OECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、ICTを巡る我が国の子どもたちの状況と課題が浮かび上がるものでした。ICTの活用には、よい側面だけでなく、留意すべき点もあります。しかし、子どもたちをICTから遠ざけるのではなく、適切に使いこなしていくことができるよう、情報モラルの教育の充実や有害情報対策などに取り組んでいくことが一層重要になると考えます。

そこでお伺いいたします。

教師がICTを効果的に活用して、指導力を高めていくために、どのように取り組んでいくのか。また、情報モラルの教育の充実や有害情報対策などへの取組について、見解をお聞かせください。

次に、災害対策について確認いたします。

最近、日本列島で地震が頻発しております。また、去年は多くの台風や大雨に襲われ、東京でも多くの被害がありました。本区では、幸い大きな被害はありませんでしたが、避難所を開設するまでに至りました。そして、ここから本格的な梅雨の時期で、台風シーズンです。緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス禍における自然災害との複合災害について、備えておかなければなりません。感染症対策の備蓄は当然のことですが、災害対策と感染症対策の部署が連携し、避難方法や避難所の在り方などの対処方針を示すとともに、実際に避難所を開設する方々に具体的な避難所内のゾーニングや動線、必要な物資の確保など、関連する事例やイラスト

を盛り込んだ分かりやすいガイドラインを早急に作成することが重要と考えます。今後の複合災害対策についての見解をお聞かせください。

次に、今月の18日に告示され、7月5日に投開票が行われる都知事選について、確認させていただきます。

本区の人口は年々増えてきており、有権者数も増えてきております。有権者数の多い投票所は、時間帯にもよりますが、混雑し、行列ができ、3密を作る可能性が十分にあります。

そこでお伺いいたします。

7月の都知事選について、3密を避けるためにどのような対策を行っていくのか、お聞かせください。

次に、経済対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染の拡大と外出自粛要請などによる経済活動の自粛により、経済環境は相当なダメージを受けています。特に多くの企業を抱える本区のダメージは、計り知れません。このことを受け、国や都では、持続化給付金や感染拡大防止協力金や無利子・無担保での融資等、様々な支援策を打ち出しております。また、今国会では地方創生臨時交付金を上乘せし、家賃補助対策や多くの支援策が議論され、補正予算に盛り込まれています。本区でも、我が党の提案を受け、商工融資の中に新たな制度の創設や相談窓口を増設し、連日、担当の方々がフル回転で支援を行っています。このことは、一定の評価と感謝をしたいと思います。

しかし、緊急事態宣言が解除され、ここからが経済対策の本番です。本区で事業されている方々に寄り添い、どのようなことがお困りで、どのような支援が必要かを考え、そのことを支える支援策を打ち出していくことが重要と考えます。

そこでお伺いします。

これまで取り組んでこられた対策と相談件数、その中での課題と、これからどのような対策を行っていくのか、お聞かせください。

我が党の聞き取り調査の中で多いのが、家賃補助に関することです。国や都で支援策を行う予定ですが、賃料の高い本区は、それだけでとても賄えるとは思いません。既に他の自治体では支援策を行っていたり、案を打ち出したりしています。本区も、国や都の支援策を見極めながら行うことも重要ですが、今お困りの事業者や貸主を支えるために、何らかの支援策を早急に示してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

もう1つは、国や都の支援策の申請書類が多く、煩雑で困っており、どうしてよいか分からないとお声です。国や東京都でも書類を簡素化しておりますが、それでも煩雑です。特に、雇用調整助成金です。もし間違えて申請すると、書類が返却され、調整した上で送り返し、そこからの再調査となりますので、ただでさえ審査に時間がかかっているのに、さらに時間がかかり、振り込まれるまでに時間がかかります。また、専門家、特に社会保険労務士に依頼すると、とても高額で、依頼を諦めたり、ちゅうちょすると伺っています。

品川区では、雇用環境安定化事業を4月15日から行っております。これは、申請が一番複雑と言われている雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金の申請に関する相談だけでなく、申請

に要する社労士の代行費用を助成してくれます。実際に利用した方にお話を伺うと、複雑な雇用調整助成金の申請にとっても助かったと伺いました。区長の招集挨拶にもありましたが、本区でも、社労士等の専門家による相談体制と申請手続をサポートする体制を整えていくとありました。とてもありがたいことですが、相談をサポートするだけでなく、雇用調整助成金を受けようとする区内中小企業に対し、申請に要する社会保険労務士の代行費用などを助成してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、**自転車施策**についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、3密の回避が求められる中、改めて自転車利用への関心が高まっています。通勤や運動、飲食の宅配代行サービスなどで利用も増え、特に、都市部ではシェアサイクルの需要や自転車の販売、メンテナンス依頼の増加を伝える報道が目立ちます。

自転車は手軽で安価な上に、健康増進や交通渋滞の緩和、環境負担の低減など、利点が多いです。2016年12月に自転車活用推進法が成立するなど、国も利用を後押ししています。コロナの教訓から感染症対策の目的も加わり、さらに利用が増えています。NPO法人自転車活用推進研究会などが自転車愛好家を対象に実施した調査によると、経済活動再開後は通勤・通学に「自転車を使う」と回答した人が50.9%に上り、コロナ蔓延前の37.6%から大幅にアップしています。愛好家が対象とはいえ、一定数が公共交通機関からシフトすることは明らかです。

懸念されるのは、自転車利用中の事故が増えることです。警察庁などによると、19年、全国で発生した自転車関連の交通事故は8万473件で、減少傾向にありますが、東京都内では1万3,094件で、16年以降、逆に増加しております。

歩行者相手の重大事故では、高額な賠償金を請求されるケースも相次いでいます。東京都では、4月から自転車保険の加入を義務化いたしました。同様に取り組む自治体は増えています。そこで以前にも取り上げさせていただきましたが、区民交通傷害保険を取り上げさせていただきます。

以前、本区も特別区交通災害共済として加入していました。23区対象のこの保険の補償内容は、日本国内、国外を問わず、車両による交通事故によりけがをされた場合に、入院、通院の治療日数と期間に応じて保険金を支払う制度です。また、自転車賠償責任保険は、国内において自転車または車椅子の所有、使用または管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたなどのことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金及び費用が支払われます。

保険期間は1年ですが、千代田区が保険契約者となり、区民であれば誰でも加入できます。また、千代田区が保険料をまとめて支払いますが、保険金請求権は区民に発生しますので、事故が発生すれば、区民が直接保険会社に保険金を請求し、保険会社は区民からの請求を受け、区民に対して保険を支払います。掛金も傷害保険のプラス300円の自転車賠償プランで1,000万円の補償金額だったのが、現在はプラス400円の自転車賠償プランで1億円の補償金額に変更されています。もともと交通傷害の保険料は最低1,000円で最高150万の補償ですから、1,400円の保険料で自らの交通事故の補償と自転車賠償金1億円までカバーできる保険になります。また、受付も、直接区が受付窓口を開設しなくても、金融機関を決めて申込みを受け付けて

いただき、最後の取りまとめだけ区が執り行うこともできます。実際に23区中14区が加入し、区民に啓発しております。

ここで伺いいたします。

自転車の保険加入が課題となっている本区でも、安い掛金で大きな補償が受けられる区民交通傷害保険に加盟し、区民の自転車保険未加入者に保険加入を促進してはいかがでしょうか。

自転車の道路の整備も重要です。欧州では、コロナ対策として、自転車利用を奨励すると同時に、自転車専用レーンの整備を加速化する動きがあります。ニューヨークでは、自転車の利用者同士が互いの間隔を保てるように、交通量が減った一部の車道を閉鎖し、自転車に開放しています。本区でも自転車利用ガイドラインを策定し、安全で快適な自転車利用ができるまちの実現のために、区だけでなく、区民や関係行政機関といった各主体と協働連携しながら、4つの方針について、それぞれの役割分担を基に協力、協調しながら、共通する課題の解決や目的の実現に取り組んでいますが、課題も多いと伺っております。

そこで伺いいたします。

今後、ますます利用が増えてくる自転車と歩行者や自動車のすみ分けをどのようにしていくのか。また、課題をどのように分析し、取り組んでいくのか、お聞かせください。

以上、新型コロナウイルス感染症対策、自転車施策について質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待しまして、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

**○区長（石川雅己君）** 米田議員の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

招集挨拶でも申し上げましたとおり、区が最重要とすべきは、区民の命と健康を守ること。そのことを大前提として、区民生活や経済活動を支援することだろうと思っております。この未曾有の危機にどのように対応するかは、区としては、国や東京都の動向を注視し、基礎的自治体として地域の特性や状況を踏まえ、独自の支援を行う考えであります。本定例会に提案しました補正予算は、まさに最重要課題である医療と介護、あるいは、教育や子育ての支援を具体化したものであります。

緊急事態宣言が解除されましたが、予断を許さない状況であります。コロナへの対応は長期戦となりますが、感染の再流行に備えつつ、社会経済活動の再開に注力していかなければなりません。難しいかじ取りとなりますが、感染拡大防止と経済対策をうまく両立させることも肝要だろうと思います。

コロナ危機は、様々な分野で変化をもたらすと思います。私たちの生活も元に戻らないことを認識しなければなりません。これからは感染予防の観点から、日々の生活スタイルの見直しが求められるだろうと思います。そのことが自分を守り、他人を守ることにつながるんだろうと思います。例えば、今回、リモートワークがかなり普及いたしました。これは、まさに家とオフィスという概念が溶け合っているんだろうと思います。将来的に見ますと、例えば、公園でパソコンを持ってきて仕事をすると。テレワークをする。現象では、今、この図書館がまさに一部そうい

うセカンドオフィスの的になっていることもあるだろうと思います。

大変読み切れないわけですが、私は長い時間軸の中では、今の都市計画の用途地域という概念は完全に変わってくるだろうと。住居地域だとか、あるいは商業地域だとかという概念は変わっていくだろうと思います。まあ、しかし、それは、すぐの話ではないと思います。したがって、様々な制度、施策というのが大きく変化をしていかなければ、耐えられないだろうと思っております。

で、区が主催や共催で実施するイベントについても、会場の状況や参加者の人数、対象者の特性などを総合的に判断し、今後、中止を決定するものもあろうかと思っております。あるいは、感染症対策を前提として、新たな実施方法を検討してまいることになると思っております。このような変化の機会を前向きに捉え、「新しい生活様式」を定着させていかなければならないだろうと思っております。そのためには、私たちがウイルスと共存していくという認識で、日々の生活や消費活動の在り方、働き方を大胆に見直していくことが大切だろうと思っております。そうしたことから、感染症に強い社会を構築する。そうしたことが感染症に強い社会を構築することにつながるだろうと思っております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 米田議員の新型コロナウイルスに関連しての子どもに関する施策についてお答えいたします。

最初に、学校再開後の校内活動での人員確保についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校再開に当たっては、学習のみならず、感染症防止の観点や心理的ケア等、様々な人的支援が必要です。現在、本区では、子どもたちにきめ細やかな指導を行うことができるよう、時間講師やスクールカウンセラー、特別支援教室専門員や特別支援教育支援員、スクールライフサポーター等、他自治体よりも充実した人材を学校に配置して、支援を行っております。学校再開においては、多くの職員の協力の下、手洗いの励行やマスクの着用等、子ども一人一人の感染防止に向けた行動についての指導に加え、身体的距離を保つための廊下へのマーキングや消毒、換気の徹底等、施設面での感染予防対策も行っています。今後、加配教員や退職教員の活用等、国や都の人的支援策の動向も見つつ、必要に応じて人員確保の方法を検討してまいります。

次に、不安を抱える児童・生徒に対する相談事業の活用についてのご質問にお答えいたします。

本区では、児童・生徒がSOSを発信できるよう、区事業のいじめ・悩み相談ホットライン、都事業の「相談ほっとLINE@東京」、「話してみなよー東京子供ネットー」等の連絡先を一覧にしたプリントや名刺サイズの相談カードなどを各校で配付して周知しております。また、臨時休業期間中は、特に、家庭の状況等について配慮が必要な児童・生徒について、各学校より定期的に連絡をとり、警察や児童相談所等の関係諸機関とも連携をして、児童・生徒の安全確保に努めてまいりました。学校再開後も、引き続き情報を共有しつつ、対応に努めるとともに、アンケートの実施等により児童・生徒の状況を適宜把握し、心のケアにつなげてまいります。

次に、感染症のおそれから登校できない児童・生徒への学習保障についてお答えいたします。

感染症のおそれから登校できない児童・生徒に対し、各校では教員が個別に連絡をして、学習の状況を確認する、オンライン授業で質問に答える等のサポートを行っております。今後も、児童・生徒の学びの保障を継続していくよう、各校との連携を図ってまいります。

次に、GIGAスクール構想についてお答えいたします。

本定例会でこのGIGAスクール関連の補正予算をお願いしているところですが、補正予算のご議決を頂きましたら、今年度中に、区内全校において1人1台端末の実現を目指し、端末の整備等を進めてまいります。千代田区の子どもたちにこうした環境を整え、持続可能な社会の創り手として育ていけるよう、取り組んでまいります。また、今後のロードマップとしては、次年度のシステム再構築のリプレースにより、GIGAスクール構想のもう1つの柱である高速通信環境の実現に向けて、整備を進めていく予定です。

最後に、教師の指導力向上・情報モラル教育・有害情報対策等の取組について、お答えいたします。

ICT教育を進めるに当たって、その教育環境を十分に機能させるためには、教員のICTを活用した指導力の向上が欠かせません。教員の授業におけるICT活用の資質能力向上のため、今後、機器操作や授業の充実に向けた研修をさらに充実してまいります。

情報モラル教育については、これまでも各校の授業において、東京都教育委員会が出している「SNS東京ルール」等を活用し、指導してまいりました。また、本区では、「SNS我が家ルール」の作成を各家庭にお願いし、各家庭でのインターネットやスマートフォン利用に関するルールを見直すことを各学校より促し、保護者と連携した指導に取り組んでおります。

また、有害情報対策については、学校で使用する端末は、フィルタリング機能により、有害サイトに接続ができないよう設定をしてあります。併せて、保護者に家庭での端末等にフィルタリング機能を設定することの重要性について、啓発を行っております。今後も、こうした取組を継続し、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれたり、生活が乱れたりすることのないよう努めてまいります。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 米田議員の新型コロナウイルス感染症対策のご質問のうち、今後の高齢者施策についてお答えをいたします。

ご案内のとおり、高齢者や既往症を有する方は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高いことが指摘されております。このため、緊急事態宣言の発出前から、高齢者活動センターの休止や介護予防を初めとする各種事業を休止して、高齢者の感染リスクを極力避けるようにしております。

自粛生活が続き、様々な事業が休止している間、区は、高齢者の方々の気力、体力の低下を防ぐための工夫をしてまいりました。具体的には、高齢者活動センターでは、登録利用者に電話や手紙による安否確認を行っているほか、ホームページを利用して、脳のトレーニング情報やストレッチ等の動画を配信するなど、自宅で過ごす時間が増えている高齢者への支援を行っております。介護予防事業では、自宅で取り組める体操等を区ホームページで動画配信したほか、シルバ

ートレーニングスタジオの参加者へ気軽に取り組める運動と感染予防の情報を掲載したシルトレ通信を郵送し、今後の電話訪問の意向調査を行いました。受け取った方々からは、「このような時期に手紙が届いたのはうれしかった」、「区は私たちのことを忘れていなかった」という好意的な声が寄せられております。

感染症の拡大が一息ついた今、ワクチンや治療薬が開発され、普及するまでの期間、「新しい生活様式」で、見えない新型コロナウイルスと共に生きる必要があります。そのため、各事業においても、利用者も職員もマスクを着用し、ソーシャルディスタンスの確保をするために、広い会場を確保する、あるいは、参加定員を減らす。また、万が一、感染者が出た場合を想定して、参加者などの連絡先を確認することなどを基本的な方針として、対策が可能な事業から順次再開をしております。さらに、在宅でできる取組を増やすために、動画配信の活用や通信教育型事業の実施をし、高齢者がICTを活用できるよう、支援策も検討しております。

次に、高齢者・障害者施設については、利用者の感染症リスクが高いことから、かねてからインフルエンザやノロウイルスなどへの対策として、手指消毒を初め、必要に応じて手袋、マスク、エプロンを着用するなど、感染対策を適切に行い、サービス提供に努めてまいりました。今回、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、様々な感染防止対策を行い、休業することなく、サービス提供を続けております。区は、アフターコロナにおいてもサービス提供の基盤が維持できるよう、サービス提供事業者に対して、感染対策の助言・指導、支援金の給付を行ってまいります。

最後に、現在、日曜日の運行を休止している風ぐるまにつきましては、6月中旬以降、日曜日の運行を再開する予定としております。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 米田議員の経済対策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う区内中小事業者への支援につきましては、これまで緊急経営支援特別資金やセーフティネット補償申請等の制度融資を中心とした相談対応の中で、それぞれの事業者が今後も事業を継続できるよう、必要な支援を行ってまいりました。窓口相談件数の実績といたしましては、3月は633件、4月は957件、5月は820件となっております。また、4月より、特別区では初めての郵送によるセーフティネット補償に係る認定申請の受け付けを実施しておりますが、4月は688件、5月は1,322件の申込みがありました。課題といたしましては、各種支援制度の内容や手続が分かりにくいという意見を相談窓口等で頂いており、様々な施策の情報が十分に伝わっていないことや、申請手続の負担などが課題となっているものと認識しております。

そこで、今後の対策といたしまして、今回の補正予算において、単なる資金確保の相談にとどまらない総合的なワンストップ対応型相談窓口サービスへの対応への拡充を考えております。中小企業診断士に加え、人事労務支援の専門家である社会保険労務士も配置し、様々な支援制度を活用できるようにします。これにより相談者に対して十分な情報提供や手続のサポートをしながら、今後の事業展開に係る課題解決を後押しできるようにし、事業者の不安感を少しでも解消で

きるような、中小事業者に寄り添った支援をしてまいります。

次に、家賃補助についてですが、中小事業者の家賃負担を軽減するための家賃支援給付金事業が、政府の令和2年度第2次補正予算で提案されています。区では、この給付金が活用されるように、区内事業者への正確な情報提供や手続の支援等に努め、実態を見極めながら今後の対応を考えていきます。また、緊急的に家賃等の支払い資金が必要な方には、区の応急資金等による対応を検討します。

最後に、雇用調整助成金等の申請支援についてですが、議員ご指摘のとおり、助成事業の理解不足や手続の煩雑さがあり、申請が進まない状況がありました。そこで、区では、先ほども申し上げましたとおり、社会保険労務士を加えた相談体制を整え、労務関係の申請金の助成も含めた支援を行っていくこととしました。政府においても申請手続の簡略化に努めていることもあり、個人での申請も可能なように、具体的な書面の確認なども相談窓口において行ってまいります。社会保険労務士への代行費用の助成につきましては、新たな申請手続が発生することもあり、慎重に検討していく必要があると考えております。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

**○環境まちづくり部長（小川賢太郎君）** 米田議員の自転車施策についてのご質問にお答えいたします。

まず自転車保険についてですが、自転車事故が増加し、高額な賠償事例も発生していることから、東京都自転車の安全で適正な利用促進に関する条例が改正され、今年4月より対人賠償事故に備える自転車保険の加入が義務化されました。自転車保険の種類は、自転車専用保険のほか、自動車保険や損害保険の特約、クレジットカードの付帯保険、TSマーク付帯保険など種類が多数あり、ご自身の認識がないまま保険に加入している場合もございます。このため、まずはご自身の自転車保険の加入状況をご確認いただくことが重要であると考えております。

区では現在、区営自転車駐車場の利用申込みの際に自転車保険について周知・説明し、未加入の場合、加入をお願いしております。議員ご提案の区民交通傷害保険については、自転車保険の中の選択肢の1つであると考えており、先行導入している区の状況を調査し、本区で導入できるかについて検討してまいります。

次に、道路整備についてですが、議員ご指摘のとおり、区では平成25年12月に千代田区自転車利用ガイドラインを策定し、自転車走行環境の整備を推進しているところでございます。また、道路整備方針においても、人・自転車・車が共生できる安全で快適な道路を目指し、広幅員道路については道路の改修等に併せ、自転車歩行者道や自転車レーンの整備を図ってまいります。また、狭い幅員の道路については、ナビマーク、ナビラインの設置やゾーン30の整備を図るなど、安全に通行できる道路環境整備を推進してまいります。

ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、自転車利用のさらなる増加が予想されることから、とりわけ短期間で対応可能なナビマーク、ナビラインなどの路面標示が当面は有効であると考え、沿道地域や国道・都道の管理者、道路管理者と連携、調整しながら、鋭意取り組んでまいります。



〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 米田議員の、「新しい生活様式」における今後の複合災害対策に関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスと共に生きる時代となって、災害時における避難につきましても、感染予防・感染拡大防止を徹底していく必要がございます。また、避難行動につきましても、自らの命は自らが守ることが原則であり、各自が状況に応じて適切に避難していただくことが重要でございます。そのため、避難方法につきましても、避難所に集まることによる感染リスクを考慮し、在宅避難や親類・知人宅への避難などを推奨していくことが、これまで以上に必要となります。また、避難所につきましても、密集を避けるために収容人数に制約が出てくることなどから、可能な限りの場所の確保として、これまでの避難所以外の区有施設の活用、さらには民間宿泊施設の利用を踏まえた対応についても進めているところでございます。

一方、避難所を開設する際には、避難所入り口での検温などの健康確認、手指の消毒や手洗いの励行、マスクの着用、人と人との接触が避けられるような避難所生活を行うこと、避難所の衛生環境の確保のための清掃、消毒、換気などを、より頻繁に行うことなどの新たな対策も必要となってまいります。

議員ご指摘の、このような感染リスクを考慮した避難方法や避難所の在り方などの対処方針、さらには現状で活用されている避難所運営マニュアルの修正などにつきましては、区としても必要なものであると認識してございます。現在、関係部署と連携して検討を進めているところでございますが、並行して、まずは区民の皆様に向けて、感染リスクを考慮し適切な避難行動を取っていただくよう、基本的な内容の周知を図ることから取り組んでまいります。

〔選挙管理委員会事務局長門口昌史君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（門口昌史君） 米田議員の、7月5日の東京都知事選挙における3密を避けるための投票所での対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、密閉空間を避けるため、投票用紙が飛散しない程度で、投票所において、窓開け、扇風機による換気を適宜行ってまいります。次に、密集を避けるため、各投票所の範囲内で、選挙人が密にならないように記載台等の間隔を空けて設置するとともに、入場整理を行うために事務従事者の配置を行ってまいります。また、期日前投票の利用を促すよう周知を行うとともに、投票所の過去の選挙における時間別の投票者数、期間中の期日前投票者数をホームページに掲載してまいります。そして、密接場面を避けるため、投票所内でのマスクの着用をお願いし、選挙人と事務従事者との間に飛沫防止シートを設置してまいります。このほか、投票所内での使い捨て手袋の着用などにより、安心して投票に来ていただける環境を整備してまいります。

○議長（小林たかや議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時37分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入ります。

通告順に質問をお願いします。

初めに、13番池田とものり議員。

〔池田とものり議員登壇〕

○13番（池田とものり議員） 令和2年第2回千代田区議会定例会に当たり、自由民主党の一員として一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対し、心よりお悔やみ申し上げますとともに、一日も早い終息を願い、質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止により緊急事態宣言が発出され、外出自粛に努めるなど、私たちはこれまで経験したことのない日常を送りました。今もなお感染経路不明で感染確認された数がゼロにならない不安な日々が続く中、今後は新たな意識を持ったニューノーマルな日常生活が求められていきます。特に食に関する様々な場面で見直していく課題があるのではないかと考えます。そこで、今回は**コロナ時代の食育のあり方**について伺います。

コロナ禍における私たちの食生活は、外食が減り、ある意味孤食の解消にもつながる、家族や家庭での団らんが増えていたことと思われまます。外食が減ったとはいえ、家で過ごす時間が増えると、自炊ばかりではなく、テイクアウトやデリバリーを利用することで、飲食店への応援にもつながる食事をしてきました。（スクリーンを資料画面に切替え）ステイホームが続き、ストレスを感じながらも、規則正しくなるのか、栄養過多になるのか、少なくともこれまでの食生活とは変化していくことと思います。

本区の食育推進計画「ちよだ食育ガイド」の中では、5つの食育目標を掲げ、政府が示しているよりも細かい7つのライフステージに分け、それぞれのステージごとの健康チェックリストによって生活習慣を振り返るなど、食育の取組を推進してきました。（スクリーンをイラストに切替え）今後は子どもから高齢者までどの世代でも、今までとは異なるコロナ時代における食生活の在り方、栄養バランスなど、食事の質も改めて検討または見直す機会ではないかと考えます。

（スクリーン表示を元に戻す）

そこで質問いたします。コロナ禍における現況を受け止め、これからの食育について本区の見解をお聞かせください。

次に、食品ロス削減の推進について伺います。新型コロナウイルスの感染影響により、生産者から消費者まで、食に関する様々な環境で心配される事例が生じています。ホテルや飲食店では、宴席などの予約が減り売上げが激減、生鮮食品の生産者や小売業者は、行き先を失った食品を抱えるなど食品ロスへの不安が募ります。コロナ禍による影響はありますが、食品ロス削減に向けた取組は以前から進められてきたのは、ご承知のとおりです。

食品ロス削減推進法が施行された昨年10月に開催された食品ロス削減全国大会では、食品ロス削減の取組を実施している企業の紹介があるなど、関係省庁と共に取り組む姿勢が見えてきました。（スクリーンを資料画面に切替え）区内に本社を構えるコンビニチェーンでは、食品ロス削減を推進した取組を北海道と四国で先行して始めていましたが、今年の春から全国展開し、区

内のコンビニ店舗でも目につくようになりました。また、大手情報通信会社では、スマートフォンのアプリを活用し、賞味期限が近い商品を購入するとポイントが付与される仕組みの実証実験が始まっています。「もったいない」を「仕方ない」で済ませない、必要なものが必要としているところへ届くことでロスを減らすことになる。そういった取組を本区でも民間企業と連携して進めることはできないでしょうか。

また、現在、区では、商店街との間にごみ減量を含んだ協定を結んでいると伺っていますが、消費者や小売店に向けた食品ロス削減についても、その中に盛り込んではいかがでしょうか。これまで以上に消費者の食品ロスへの意識と行動を変容させるとともに、小売店や飲食店などの食品を供給する側の取組も必要であり、それに向けた行政からの情報発信や取組への支援などを積極的に進めるべきであると考えます。（スクリーンを元に戻す）

そこで質問いたします。コロナ時代となり、民間企業とも連携を図り、千代田区独自の食品ロス削減の推進に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に伺います。これまでも食に関連した様々な課題について区の取組や考えを聞いてきました。食品ロス削減につながる食育の在り方、孤食の解消、食を通じたコミュニティーの形成など、食べる力は生きる力を育むこととして重要だと認識され、多方面から検討いただいておりますが、もう一步踏み込んで取り組もうとする組織に欠けています。（スクリーンを資料画面に切替え）参考になるような他の自治体の取組を毎回紹介していますが、なかなか伝わらないのが残念です。区長は以前、本会議質問の答弁の中で、「食は人を良くすると書き、良い人を育むのが食育である」と、食育の大切さを認識されておりました。大東京の中心地、新日本の心臓部とうたわれている千代田区で、しっかりと向き合い取り組んでいくための環境が必要ではないでしょうか。（スクリーンを元に戻す）

そこで質問いたします。6月は環境月間でもありますが、食育月間でもあります。庁内での食に対する意識を高めるためにも、専門の組織を設置することが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

以上、これまでの、そしてこれからの世代をつなぐため、**コロナ時代の食育のあり方について**伺いました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

**○地域保健担当部長（原田美江子君）** 池田議員のご質問のうち、これからの食育についてお答えいたします。

食事提供施設の営業形態の変化や、新型コロナウイルス感染症の出現により、食生活を巡る環境は変化していますが、食生活の在り方や栄養バランスの良い食事が基本となることに変わりはありません。区としては、千代田区ホームページに「食育レシピ本 ちよだて」等を通じ、一層の周知に努めてまいります。また、厚生労働省が「新しい生活様式」を提案しているように、今後、生活様式は変化していくと考えられますので、バランスの良い食事を提供する飲食店や、区内テイクアウト・デリバリー実施店舗の情報や、変化に応じた食生活の工夫などを、商工観光課

等と連携しながら発信に努めてまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 池田議員の食品ロス削減に関するご質問にお答えいたします。

本区では、平成29年に策定した第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画の中で、食品ロスに関する削減目標を掲げてまいりましたが、昨年10月の食品ロス削減推進法の施行を受け、取組を一層推進してまいります。食品ロス削減に向けては、消費者や小売店、民間事業者など、広範なご理解、ご協力が不可欠であり、これまでも広報千代田やホームページ、チラシの配布などを通じて、消費者である区民や事業者などに周知啓発を図ってまいりました。新たな取組としては、家庭で残った食材を持ち寄り、配布団体を通して、食材を必要としている方々にお配りするフードドライブを試行実施しており、本格導入に向けた検討を現在進めております。また、区と商店街との間で締結している、ごみの減量を含めた協定の中に食品ロス削減を盛り込むことについては、コロナウイルス感染症がある程度収束した段階で、地域振興部と連携して、社会・経済状況を考慮しながら商店街と調整してまいります。

次に、食に関する専門組織の設置についてですが、内容によって、子ども部、保健福祉部、地域振興部、環境まちづくり部が担当しており、一括した専門組織がないのが現状でございます。ご指摘については課題として受け止め、庁内でどのような体制を取るべきかについて研究してまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、15番永田壮一議員。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 令和2年第2回定例会に当たり、自由民主党議員として一般質問をいたします。感染症に対する危機管理体制と情報発信についてお聞きいたします。

世界で爆発的感染拡大を引き起こした新型感染症は、WHOにより「新型コロナウイルス」「COVID19」と命名されています。これに対し、アメリカのポンペオ国務長官は、中国武漢市を発生源として、世界を混乱に陥れた騒動を永久に歴史に記憶させるべきだとして、「武漢コロナ」と呼ぶとしています。中国は新型感染症の存在を昨年9月には把握しており、この時点で早急に情報を世界に提供し、当該地域の封鎖だけでなく、自国民の海外渡航を禁止して、感染拡大を阻止する責任がありました。発生源となる可能性はどの国にもありますが、情報を隠蔽し対応を怠ったことは悪質だと多くの国から指摘されています。

こうした中国の過失に言及のないまま、終息したと事実上の勝利宣言をした習近平総書記を、我が国の国賓として迎えるべきではないでしょう。当初、新型感染症の情報がない中で、一番対応が早かった台湾は、昨年末から対策を始め、すぐに検疫体制を強化し、中国人の入国拒否を実行したことで、感染拡大を最小限にとどめました。我が国の対策は遅れたとはいえ、被害は少なく、WHOから評価されています。しかし、アジア諸国は総じて感染者、死亡者数が圧倒的に少ないという地域特性が分かってきました。死亡者数だけを欧米諸国と比べても100倍の差があるのです。

この原因として、1、人種の差、2、年齢構成の違い（アジアは若年層が多い）、3、BCG接種の影響、4、欧米では毒性が強く変異したウイルスが出現、ということが考えられますが、明らかにはなっていません。そう考えると、日本が他国と比べ衛生的であること、秩序正しい民族性であることが感染拡大を防いでいるという仮説は、成り立たないのかもしれませんが。

我が国の感染症対策は、3月末に外出自粛要請が出され、4月7日より東京をはじめ全国に、強制力はないものの、緊急事態宣言が発出されました。新型コロナ関連の情報は、国、都、自治体での対応、情報が一元化されておらず、各自治体首長のパフォーマンス合戦となっているようにも見受けられ、根拠が不明確な基準によって混乱を招いてしまいました。

厚労省では人との接触を8割減らすことを推奨していましたが、数字の根拠までは示していないので、単純に10人入れるところを2人にするとか、1人10人の接触を2人に減らすことだと伝わっています。しかし、実際には、活動する人の接触を8割減らすには、衝突率は密度の2乗に比例するので、5割の接触を減らせば達成できる計算になります。また、専門家会議からは、対策をしなければ最大42万人死亡するという衝撃的な仮説が発表されました。これには警戒感を高める効果がある一方、過度に不安をおおる報道の影響も重なって、精神的に不安定になる事例が多く報告されています。専門家、学者は、社会に直接影響を及ぼす意図を持たないことを前提に、自由に学問・研究を発表できる内的・精神的自由があります。学術研究は仮説を実証する都合のいいデータの引用によって結論を導けるので、行政は学者の意見を参考にする程度で、直接の情報発信には慎重さが求められます。

6月に入り緊急事態宣言は解除になりましたが、引き続き警戒を続け、少しずつ分かってきた新型コロナの特性を踏まえた対策が必要です。日常の生活が戻ると、人が密集することは避けられないので、公共交通機関、店舗、劇場等、密閉空間でのマスク着用を求めれば、「3密するな」と過剰に規制することは必要ないとも思われます。分かりにくい横文字や、「密です」と騒ぎ過ぎたことで、人と接触することに神経質過ぎて、心の分断が起きているとの指摘もあります。

これまでの検証で、空気、飛沫感染より、物を介した接触感染が多いことが分かってきました。衛生管理の徹底、特にウイルスが多く発見されているトイレの利用には、蓋をしてから流す等注意すること、外で何かに触れたら、手を洗うまで顔の粘膜である口や目には触れないことを習慣にするといった衛生管理と、マスクの適時着用程度なら、新しい生活様式として取り入れても生活に支障はないでしょう。

現在、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、第2波への警戒感が高まっていますが、過度に恐れる必要はありません。季節性インフルエンザにも、完全に防ぐことができるワクチン、特効薬はなく、死亡者数は関連する肺炎も入れると年間1万人にもなることから、新型コロナだけでなく、他の感染症も含めて同様に警戒が必要です。

以上を踏まえ、本区の感染症対策について、3点質問をします。

1、感染症関連の情報は多岐に及び、正確な情報の把握は困難です。市内だけでなく、国、都、他の自治体の情報を区の施策に生かし、区民に寄り添った的確な情報を発信し、紙媒体においても最新情報を入手できるよう、QRコードを活用するといった新しい試みが必要です。それに対

し、これまでの広報広聴課の体制は、広報紙を発行することが主な役割で、組織が活かされていません。民間企業の広報が社会から広く情報を収集、分析し経営判断に活かしているように、本区においてもさらなる体制強化が必要だと考えますが、どうでしょうか。

2、広報広聴課には区民の意見を聞く広聴の役割が足りないように感じます。これは全庁的な課題で、区民の意見を集めても統計にするだけで活用されていません。現在、感染症対策として、区民、区内事業者が何を求めているのか把握し、今後の施策に反映させるべきだと考えますが、どうでしょうか。

3、感染症による経済的損失は甚大で、本区における支援施策は商工融資程度で、近隣区と比べると物足りないようにも感じます。しかし、一時的な給付では、インパクトはあっても持続性はなく、効果は限定的になってしまいます。大切なのは長期的に事業を継続できる支援です。現在行われている国・都の事業支援施策を最大限に活用できるよう、適切な情報を提供し、申請の代行、支援を行えば、かなりの金額の給付が受けられるようになります。こうした事業者に対する経営相談、申請の支援体制の強化は急務です。また、区の商工融資についても期間延長や拡充をできないでしょうか。

以上、区長には、指導力、実行力を発揮され、千代田区らしい支援施策を行っていくことを求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 永田議員の事業者支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、区内中小事業者に対する経営相談、申請の支援体制についてです。新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態措置等による経済活動の縮小に伴い、様々な融資、給付金、補助金等、中小事業者に対する多数の支援策が実施されており、今後も事業者の課題に応じたさらなる施策を実施していくことになると考えています。しかしながら、そういった様々な施策の情報が、区内の中小事業者の方々に十分に伝わっていないことや、申請に関する負担事務が課題となり、事業者の方々が必要な支援を受けられていないケースがあることは認識しております。

そこで、今回の補正予算において、経営支援の専門家である中小企業診断士に加え、人事・労務支援の専門家である社会保険労務士も相談窓口配置した、ワンストップ対応型相談窓口拡充の予定です。これにより、中小事業者への十分な情報提供や手続のサポートをしながら、様々な支援制度を活用しつつ、今後の事業展開に係る課題の解決を後押しし、事業者の不安感を少しでも解消できるような、中小事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、区の商工制度融資についてですが、区では、3月に新たな制度融資として、500万円を限度額とする緊急経営支援特別資金を創設し、4月には、同制度の区制度融資と別枠であることなど、有利な条件で借入れが可能となっています。この制度は5月までに300件を超える申込みを頂いております。現在は9月30日までの申込み期間となっておりますが、今後の状況を見ながら、申込み期間の延長や新たな融資制度の創設などについても、必要に応じて検討してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 永田議員の広報体制の強化と広聴の役割に関するご質問にお答えいたします。

初めに、広報体制の強化についてでございますが、議員ご指摘のように、感染症関連の情報は多岐にわたりますので、区民の皆さんが必要な情報の入手に戸惑う状況があったことについては、課題として認識してございます。さらに、緊急事態宣言の解除後も、区として情報を収集、分析し、必要な情報を庁内外へ発信していく必要性についても、ご指摘のとおりだと考えてございます。

ご質問の広報体制の強化につきましては、当初より、庁内外の情報収集と区民への周知に向け、新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下で取り組んでいるところでございますが、ご提案の新たな発信方法の検討など、区民一人一人に情報を届けるために実施しなければならないことは、まだまだございます。今後も関係部門と連携を図りながら、さらなる発信力の強化に努めてまいります。また、議員ご指摘の情報の収集や共有、経営判断への活用などにつきましては、組織全体の課題として捉え、より一層情報の共有を図りながら取り組んでまいります。

次に、広聴の役割と今後の施策への反映についてでございます。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、広報広聴課に寄せられる区民の声は、通常時のおよそ5倍、月間約250件に及んでおり、各部では、これらの声を受け、施策への反映を図っているところでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、全庁的な課題での活用という点におきましては、広聴が担うべきことはまだまだあると考えてございます。そこで、現在準備を進めております区民世論調査におきまして、次なる感染症の流行時に各施策に反映するべく、調査内容を改めて検討していくことといたしました。今後もこのような取組を一つ一つ進めながら、より一層区民の声を施策に反映できる広聴の実現に努めてまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後4時22分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 令和2年第2回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問を行います。

質問の趣旨は、老朽化マンションについて、建て替えたくても建て替えられないという課題をいかに解決していくのか。現制度の何が問題で、何が不足しているのかを明らかにし、必要な提案を行うものであります。

最初に、分譲マンションの戸数、棟数について、確認しておきたいと思います。4枚の表をお示しします。（スクリーンを資料画面に切替え）

これは、国土交通省のマンションに関する統計データからです。平成30年度末における分譲マンションの戸数であります。全国で654万7,000戸であり、そのうち、1981年以前に建てられた旧耐震のマンションは104万戸であります。築年数でいうと39年以上が経過していることになり、率にすると約16%となります。（スクリーンの資料画面を切替え）

この表は、昨年千代田区民世論調査において、居住形態を調べたものです。区民の約9割の方は何らかの集合住宅に住んでおり、分譲マンションに住まわれている区民の方は約4割であります。（スクリーンの資料画面を切替え）

この表は、区内の分譲マンションの戸数と棟数を表したものです。まちみらい千代田が昨年行った分譲マンション実態調査報告書からです。上が戸数、下が棟数です。棟数としては490棟であり、戸数は2万4,609戸となっています。うち、1981年以前に建てられた旧耐震マンションは138棟で、6,027戸であり、率でいうと約25%となります。全国平均よりもずっと高くなっています。築年数で見ても、同様であります。千代田区は早くからマンション建設が進み、全国で最も早くこの老朽化マンションの建て替えなどの再生が課題として表面化していると言えます。（スクリーンの資料画面を切替え）

これは、その490棟を地図に、マップに落とししたものです。これ、私も持ってまいりましたが、この赤い点がマンションです。本当ならば、これを、築年数をグループ化して、色を変えて表示すると、もっと分かりやすくなります。例えば、1981年以前のマンションを、色を変えて表示する。例えば、138棟のうち83棟が麴町地域になります。そして、27棟が富士見地域ですから、麴町と富士見地域を足すと、138棟のうち110棟、約80%が集中しているということが分かります。（スクリーンを元に戻す）

調査では、何で建て替えが進まないのかも尋ねています。旧耐震マンションで回答のあった68棟に限っての数字です。複数回答ですが、「合意形成が進まない」が44.1%、「費用負担の問題」が11.7%、「容積率不足のため」1.4%、「長寿命化を目指しているため」2.9%、そして、「その他」が13.2%となっています。

分譲マンションにおいては、建て替えるためには、区分所有者の5分の4以上の合意が必要ですが、その合意形成が難しいと答えているのです。さらに、なぜ合意形成ができないかを尋ねれば、もっと実態が分かるものになったと思います。

報告書では、最後にまとめが用意されています。そこには、個々のマンションだけでは解決が難しい問題も多く、地域としての取組も必要なことであるとし、まちづくりとの連携が必要なこと。また、良質なマンションストックの形成として、報告書では3つに分類していますけれども、マンションを築年数別に分類し、必要な支援を行うこと。そして、管理組合の日常業務は適正に行われていても、建物・設備の経年劣化や区分所有者の高齢化という「2つの老い」を解決する展望を欠いたマンションが多いとの記述もされましたが、ここは「2つの老い」を解決すべく、区としての展望を示すことの必要性を述べたものと理解しております。貴重な提案がなされました。

千代田区における分譲マンションについて、実態と課題について、まちみらい千代田の報告書



を基に述べさせていただきました。今後は、まとめにも書かれた良質なマンションストックの形成、特に老朽化マンションの建て替えを含むマンションの再生を政策の大きな柱として位置づける必要があるのではないのでしょうか。再生への展望を示すことであります。

そこで、区長にマンションの再生について基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、都市計画と住宅政策との連携についてであります。マンションは私有財産であり、述べましたように、あくまで区分所有者の合意による任意の自主建て替えを基本としております。よって、行政としての施策は管理組合への支援が中心とならざるを得ません。例えば、まちみらい千代田が行っている相談やアドバイザーの派遣、再生計画作成支援などであり、マンションへの個別かつ間接的な支援にとどまっているのが現状です。ここには、住宅の供給推進のときにはあった都市計画の介入やまちづくりの制度はありません。

このことについて、元東京都の都市整備局担当部長の山口幹幸氏は、以下のように述べています。「今後のマンション再生を促進するための基本的方向は、都心居住政策の住宅確保から再生へと整備方針等を修正したスキームを再構築し、これを推進する諸制度等を効果のあるものに改めるなど、大胆な政策転換を図っていくことである。地域のまちづくりにおいては、土地の合理的利用を街区単位で考え、そのエリア内でエネルギーの効率的利用、再生可能エネルギーの利用、避難所となる緑地の創出するような計画とするほか、耐震対応マンションとすることも重要と考えられる。こうした環境面や防災面に一層の配慮を加え、質の高いまちづくりに寄与するようなマンション建て替えを誘導できる都市計画制度、これを推進する事業手法、普及促進する補助制度が考えられなければならない」と。マンション建て替えを誘導できるよう、供給を推進してきたときと同様、都市計画をはじめ、事業手法、補助制度などの諸制度を考える必要があると。同感であります。

そこで、現在、また、10年先、20年先を見据えて、住宅政策と都市計画が連携し進めるマンション再生方針、また、促進するための諸制度をセットとして示すことを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

次に、現在、改定作業中の都市計画マスタープランについてであります。

改定素案骨子（案）には、早期に都市化が進んだ千代田区では、機能更新が遅れている高経年の集合住宅の建物が増えており、適切な機能更新、再生が喫緊の課題となっており、高経年のマンションの建て替え、再生が喫緊の課題となっていることを述べ、（スクリーンを資料画面に切替え）地域に合った個別建て替えや開発等の多種多様な機能更新の誘導を積極的に展開すること。また、地域特性や課題を踏まえ、一定の広がりエリアで、まち並みや環境と調和した個別建て替え、まちに多様性と創造性をもたらすリノベーション、建物の長寿命化、課題解決に貢献する開発事業など、バランスのよい機能更新の組合せで相乗効果が高まるよう、かかわりの個性と魅力の持続性を最大限に引き出せるよう、誘導していきますと書かれました。

先ほどご紹介いたしました山口氏が述べられていたことと趣旨は同じではないのでしょうか。そして、このことを将来像と示したものがスクリーンのとおり、「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」であると理解しております。（スクリーン表示を元に戻す）

この将来像に基づいて、具体的な諸制度が作られることを期待します。そこで、現段階において、改めて高経年マンションの建て替え、再生へどのような将来像を描こうとしているのか、お伺いいたします。

次に、千代田区住宅基本条例についてであります。

住宅基本条例の前文また目的には、全ての区民が人間として尊重される地域社会を築くことを宣言し、それは安全な住環境であり、良質な住宅の確保であることが明記されました。このことは、いつの時代になっても変わらない住宅政策の基本であります。とてもすばらしい理念と目的を掲げた条例であります。条例が制定された平成4年ですが、当初は住宅の供給に重きが置かれました。都心居住の推進を掲げた量の拡大であります。その後、人口回復を果たした平成27年には、条例を改正し、量の拡大から質への重視へと転換が図られました。良質な住宅の供給であります。その改正から5年が経過し、マンションの建て替え、再生が喫緊の課題として、より鮮明となってきた現在、さらなる条例の改正が必要ではないでしょうか。つまり、良質な住宅の供給と併せて、マンションの再生にも重きを置くことであり、供給一辺倒からの転換であります。

そこで、マンションの再生をもう1つの柱とすべく、住宅基本条例の改正を提案します。ご所見をお伺いいたします。

次に、マンション再生へ行政の支援の在り方についてであります。

マンションは私有財産ということから、届出義務もなく、どこにどのような規模、内容のマンションが存在するのか、その実態を区は十分に把握することができません。まちみらい千代田が行う5年に1回の実態調査によるしかありませんが、その情報も限られたものになります。管理組合が直面している課題を把握することができません。強いては、個々のマンションに対して、的確な支援ができないのではないのでしょうか。特に、旧耐震の老朽化マンションに対しては、個々早急に把握すべきであります。調査にもあつたとおり、何らかの理由により、区分所有者による合意ができないのであります。耐震化もできず、建て替えもできないという命に関わる状況にあります。

そこで、築年数別に把握し、きめ細かな支援をとの報告書の提案に私も賛成ですが、一歩進めて、報告書ではAグループとされている1981年以前に建てられた旧耐震のマンションを要支援マンションとして指定し、管理状況などを届けてもらい、きちんと把握できるようにしてはどうでしょうか。必要な支援を的確に行うためであります。ご所見をお伺いいたします。

最後に、行政が関与できる場合についてであります。私有財産であるマンションへの公的関与の在り方ですが、支援は大いに必要ですが、義務化や強制力を伴う関与は慎重かつ最小限であるべきです。さらに、その公的関与について、公共性や必要性が高く、行政の関与が妥当であるとの理解が得られなくてはなりません。旧耐震の老朽化マンションは、建て替えができなければ、地震が発生した際、倒壊によりマンション住民や地域住民の命にも及び、また、老朽化を放っておけば、荒廃化につながり、地域の環境にも著しい悪影響を及ぼします。関与が必要な理由であります。関与の例としては、東京都の緊急輸送道路沿道建築物の耐震化があります。（スクリーンを資料画面に切替え）

また、関与を最小化するため、その対象ですが、円滑化法第102条による要除却認定を受けたマンションに限るとしてはどうでしょうか。また、関与の方法であります。調査、指導、そして、同法第97条による建て替え勧告、公表とします。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、要除却の認定を受けたマンションに対して、区として調査、指導、勧告、公表ができるよう、条例の制定も含めて仕組みを作ることを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

質問は以上であります。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

**○環境まちづくり部長（小川賢太郎君）** 大串議員の老朽化マンションの建て替え促進に関するご質問にお答えいたします。

まず、良質なマンションストックの形成を含む、マンションの再生についての区の基本的な考え方についてですが、区民の約9割がマンションに住み、最大の生活の基盤であることから、安全・安心に暮らすことができ、建て替え等の再生が円滑かつ安定的に行われることが理想であり、区として必要な支援をしていくものでございます。しかし、居住者の価値観や経済力、敷地等、個々のマンション環境が大きく異なり、合意形成が進まない状況が見受けられます。このため、まちみらい千代田を窓口として、大規模修繕や建て替えなどに必要となる調査経費や管理組合の活動経費を助成するなど、マンション再生への筋道作りを支援しております。また、マンションに関する様々な課題の解決を支援するアドバイザー派遣事業を行っていますが、一層充実したものとしていくため、アドバイザーの拡充に取り組み、今後の需要増加に対応してまいります。

次に、都市計画と住宅政策との連携についてですが、第3次住宅基本計画の中で、「共同化・再開発等を通じた住宅ストックの更新」を重点としております。また、住宅基本計画の上位計画であり、現在改定中の都市計画マスタープランにも、まちづくりと住宅政策の連携について盛り込む予定であり、マンションの再生に向けての方針としてお示ししていきたいと考えております。

次に、住宅基本条例の改正についてですが、今後10年、20年先に多くのマンションが再生期に移行することから、議員ご指摘のマンションの再生に重きを置く内容に条例を改正する必要があると認識しており、今後検討してまいります。

次に、旧耐震マンションを要支援マンションと指定することについてですが、今年度施行された東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例により、1981年以前に建築されたマンションの管理組合は、区に管理状況を届ける義務がございます。届出内容の中には、耐震化の状況が記載される場合があり、これを基に耐震化助成制度や建て替え支援制度について、届出者に丁寧に説明してまいります。

最後に、要除却マンション、認定マンションに対して、区が関与できる仕組みについてですが、現行法では除却の指導、指示までは可能ですが、建て替え事業への誘導はできかねるところでございます。このため、まちみらい千代田と連携し、アドバイザー派遣などにより、建て替えを支援しているところがございます。また、今国会には、マンション関連法のいわゆる管理適正化法と建替え円滑化法の2つの法律改正案が提出されており、要除却認定の範囲拡大や計画作成など、

行政の関わりが強化される見込みでございます。今後、公布される政令などを注視し、区としての具体的な対応を検討してまいります。

〔計画担当部長印出井一美君登壇〕

○計画担当部長（印出井一美君） 大串議員のマンション再生と都市計画マスタープランの改定についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にもございましたが、千代田区は、我が国でも最も早く都市化が進み、マンション等が早期に進み、およそ9割が共同住宅に居住していると、そういう状況でございます。こうした共同住宅のうち、老朽の分譲マンションには、耐震化やバリアフリー、環境性能やマンション内コミュニティなど、様々な課題がございます。一方、既に高密度に市街地が形成をされております千代田区の住環境整備というのは、すなわち、既存ストックの再生と更新であり、老朽分譲マンションの機能更新、建て替えを適切に進めることは非常に重要だと、そういうふうに認識をしております。

一方で、こちらのほうもご質問でご指摘ございましたが、分譲マンション自体は私有財産であることから、建物レベルの課題だけではなく、マンション周辺の街区や地域の課題の解決に貢献することで、マンション再生とまちづくりの連携が図られると考えております。例えば、子育て、高齢者等の生活支援機能、交流を促すオープンスペースや豊かな緑の確保、地域防災力向上やエネルギーの効率化、エリアマネジメントの支援、そういったことにつきまして、地域特性を踏まえて、ハード、ソフト両面からマンション再生が周辺のまちづくりに貢献する、そのような将来像を描く必要があると考えています。

今後、マスタープラン改定の中で、こうした観点から各地域の将来像について議論を深めるとともに、リノベーション、個別建て替え、共同化や都市開発諸制度の活用など、様々な施策や都市計画手法を適切に組合せ、住宅施策と都市計画の効果的な連携を図り、将来像の具現化に向け、老朽マンションの建て替え、再生に取り組めるよう、検討を進めてまいります。

○20番（大串ひろやす議員） 20番大串ひろやす、自席より1点、再質問させていただきます。

関与の在り方のところなんですけれども、答弁では、東京都の適正管理の条例がこの4月から施行されたこと、また、国のほうでも法律の改正が見込まれていること。答弁がありましたけれども、区として、どう関わっていくのか。そして、どうしても建て替えができないというところには、どのような仕組みでもって関与できるのか。もう区分所有者だけでは解決がいかないということなんです。相談が寄せられています。そういったことに関しては、最小限の関与ですから、要除却認定を受けたマンションに対しては、東京都だとか国だとかという制度もありますけれども、区としての関与の方法をもう少し具体的に述べてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。（ベルの音あり）

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 大串議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、マンション関連法の2法案が、現在、国会で審議されている

ところでございます。この概要として、適正な管理を促進するための計画策定を区が行えることとなってまいります。また、再生を促進するために、建て替え円滑化法の要除却マンションの位置づけを旧耐震の耐震不足以外にも、例えば、外壁の滑落であったり、設備更新が行えないマンション等のメニューも追加をする予定でございます。老朽化再生への視点が盛り込まれる予定となっており、行政の指導対象範囲も広がるというふうに考えてございます。

先ほど申し上げたように、その利害関係が様々調整する必要がある中で、区の関与というものは一定の限度があるということになってまいりますので、先ほど申し上げたまちみらい千代田の様々な支援のメニューと併せまして、今後はさらにいろいろな団体とまた連携強化を図っていく中で、マンション再生が円滑に進められるよう取り組みたいと思っております。

いずれにしましても、具体的な政令なりなんなりということがございますので、そうしたものを十分に参考にして、区として取り組めることを具体的にできるだけ早く検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林たかや議員） 次に、17番たかざわ秀行議員。

〔たかざわ秀行議員登壇〕

○17番（たかざわ秀行議員） 令和2年千代田区議会第2回定例会に当たり、質問をいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症に関連して、2点ほど伺います。

現在、新型コロナウイルスが世界的に流行しています。我が国でも、緊急事態宣言こそ解除されましたが、東京都をはじめ、日々、感染者が増え続けています。爆発的感染は抑えられたものの、有効なワクチンは開発段階で、特効薬もありません。

そこで心配されるのは、梅雨や台風の季節を迎えることです。昨年、大きな被害が出たことは記憶に新しいところですが、今でも復興途上の地域が数多くあります。コロナ禍において、一度災害が起きれば、避難所は大きな課題を抱えることとなります。感染予防の観点から、いわゆる3密は避けなければなりません。阪神淡路大震災のとき、ある避難所においてインフルエンザの集団感染が発生し、大きな被害となりました。複合災害となったのです。記憶に新しいところでは、海外でコロナ禍の真ただ中に襲った大型サイクロンにより、避難所は密となり、混乱したとの報道が、また、密という点では、イスラム圏ではラマダン後に親類が集まり、食事をする習慣があり、感染が心配されるという報道がありました。

我が国では、全国的に、3密を避けるためにマスクをつける、社会的距離をとる、アクリル板やビニールで仕切りをつけるなど、様々な工夫や努力がなされています。3密を避けることで、感染は抑えられます。このような地道な努力が爆発的感染を抑えられていることにつながっているのではないのでしょうか。

現在、日本列島では、北海道から九州、沖縄まで多くの地震が発生しています。今年に入って、震度4以上の地震が28回、この1か月で12回も起きています。緊急地震速報も、関東圏だけで3回発令されました。幸い、大きな被害はありませんでしたが、首都直下や南海トラフといった大地震がいつ起きても不思議はない状態です。もし大地震が起これば、避難所はそれこそ3密

となりかねない状況にあります。本区においては、堅牢な建物が多い地域ですが、耐震基準を満たさない古い建物、木造の建物、そして、高層の建物もあり、インフラが止まり、エレベーターが止まれば、多くの人が避難所へ来ることが予想されます。

当然、コロナ禍における避難所の対応は検討されることと思いますが、3密を回避するために、多くの課題があることは想像が付きまします。基本的には、分散避難と言われています。分散避難は親戚や知人宅への避難、あるいは車上避難などが考えられますが、本区の地域性を考えると、これらの分散避難は困難に思えます。政府は、ホテルなどと提携し分散避難を、と各自治体に呼びかけているようですが、分散避難はホテル、大学、企業など、考えられるあらゆる施設との連携をすることが肝要だと考えます。

また、本区では、条件はありますが、ペットとの同行避難を認めております。多くの人がペットを連れてくることが予想されます。その場合は、ケージに入れるか、つなぐかし、指定された場所にとということとなります。そのペットの世話をすべき飼い主が感染した場合のことを考えておかなければなりません。そのような状況になれば、VMA T、災害派遣獣医療チームとの連携も必要になるのではないのでしょうか。

VMA Tは動物を対象とする災害派遣獣医療チームで、2013年に日本では福岡県獣医師会が設立したのが始まりです。熊本地震にも駆けつけ、動物救護のための活動をしました。関東では、群馬県で設立されるようです。VMA Tとの連携は必要ではないのでしょうか。

一言に分散避難といっても、様々な課題が見えてきます。複合災害となった場合、まして感染症との複合の場合は、地域性を含め、様々な対応を考えておかなければなりません。

そこで伺います。

コロナ禍において災害が発生すれば、複合災害となり、様々な課題を抱えることとなります。その場合、避難所の在り方についての対応を考えておかなければならないと思いますが、本区の現状と今後の対応についてお答えください。

次に、高齢者のケアについて伺います。

4月7日に、新型コロナウイルス感染防止のため、緊急事態宣言が出され、ほぼ全てのイベントや図書館、学校、出張所、区民館の貸出しが中止されました。かがやきプラザにある高齢者活動センターも利用が中止され、各種講座や同好会などの集まりや、町会の会合、行事、お祭りなども中止となりました。幸いなことに、介護施設や介護サービス事業所は、事業者の皆さんの感染症対策の努力により、運営が続けられ、これはよかったと思っております。

現在、緊急事態宣言が解除され、徐々に動き始めています。先日、早朝の散歩をしていると、近所のお年寄りにお会いしました。その方は、シルバートレーニングスタジオやサロン利用など様々な施設や会に参加されていて、とても活発に活動されている方で、緊急事態宣言の後、その活動の全てが中止や自粛となり、家にいることが多くなったようです。その方は、「ずっと家にこもりっきりでおかしくなってしまうそうだ」と言っていました。

こうした中で、高齢者活動センターでは利用者に対し、電話や手紙などを使い、安否確認や情報提供、インターネットにより動画配信などを行っているという報告がありました。このような

状況下では、お年寄り、まして独り暮らしの高齢者にとっては、とても不安を感じ孤独感が増しているのだと思います。そのような方々は、電話一本、手紙の一通がとても気持ちの維持に有効で、うれしいものだという話を耳にします。区内には福祉施設が様々にあります。それぞれ利用者に対し、きちっとケアはされているのか。精神的に不安に思っている方に対し、つながりにより安心感を持っていただくことはとても重要だと考えます。

そこで伺います。各事業所が休止となっている中、高齢者のケアの現状についてお聞かせください。また、区内の各福祉施設では利用者のケアはどのように行われているのか、状況をお聞かせください。

以上、コロナ禍における本区の対応について伺いました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） たかざわ議員のご質問のうち、コロナ禍における高齢者のケアについてお答えをいたします。

高齢者の感染リスクを軽減するため、区では、緊急事態宣言の発出前から、高齢者活動センターの休止や、区主催の介護予防をはじめとする各種事業を休止しております。自粛生活が続き、様々な事業が休止される中で、高齢者の方々の気力・体力の低下を防ぎ、フレイル状態にならないよう区として働きかけをしております。高齢者活動センターでは、利用者への電話や手紙による安否確認、介護予防事業では、自宅で取り組める体操等を区ホームページで動画配信したほか、昨年度のシルバートレーニングスタジオ参加者に「シルトレ通信」を郵送して、自宅でできる運動と感染予防の情報を提供しています。今後、希望者には電話訪問を実施する予定です。

健康長寿を目指してフレイル対策の充実が求められていますが、ワクチンや治療薬が開発され、普及するまでの期間、3密を避ける必要があり、これまでと同じ事業実施はできません。そこで、高齢者にもICTに慣れ親しんでもらう機会を設け、それを活用した事業実施など、これまでとは違う形態を検討しております。

また、独り暮らし等で孤立しがちな高齢者の見守りも大きな課題です。まずは、事業への参加者同士が連絡を取り合い、お互いの様子を確認し合えるよう、介護予防事業「いきいきリーダー」との連携を図るなどしながら、地域での関係づくりを支援してまいります。

次に、高齢者施設等での対応についてです。高齢者施設では、かねてからインフルエンザなど感染症対策として、手指消毒、マスクを着用するなどを行っております。これに加えて、職員の検温や施設内の定期的な消毒実施などを徹底し、休業することなくサービス提供を続けております。さらに、入所施設では感染予防のために、ご家族との面会を中止しており、入所者もご家族も不安感を持たれる状況になっています。そこで、各施設では、パソコンやタブレットを利用したオンラインでの面会を実施することや、ご家族に利用者の写真を送付し近況をお伝えし、少しでも安心していただけるように努力を行っております。区はこうした事業所の取組を強力に支援してまいります。

〔行政管理担当部長（古田 毅君登壇）

○行政管理担当部長（古田 毅君） たかざわ議員の新型コロナウイルス感染症対策の状況下における避難所の対応に関するご質問にお答えいたします。

まず、避難所でのペットの取扱いについてでございますが、区では、ペットとの同行避難を基本とし、避難所での適正飼養ルールにおいて避難所での飼い方を定めてございます。また、避難所での負傷した動物の応急手当や被災した動物の保護及び管理など動物救護活動に関しては、公益社団法人東京都獣医師会と協定を締結するとともに、地域防災計画の中でも定めてございます。

ご質問のVMATにつきましては、災害直後に被災者救助に取り組む災害派遣医療チーム「DMAT」の動物版ですが、都道府県単位で獣医師会により設立され始めております。現在、法的根拠の制約から、獣医師が被災地へ入ることが困難であるなどの課題はございますが、今後の法的整備の動向などを見据えて研究してまいります。

次に、複合災害における避難所の在り方に関する本区の現状と今後の対応についてでございます。まず最優先に考慮しなければならない点として、避難所での感染予防、感染拡大防止がございました。そのため、基本的な対応として、避難所に来ることによる感染のリスクがあることを周知し、安全が確認できる限り、自宅等での在宅避難を推奨するとともに、各自において、より適切な避難行動を取っていただく必要がございます。また、区では、これまでの避難所の定員が制約されることを踏まえ、可能な限りの場所の確保として、避難所以外の区施設の活用、さらには民間宿泊施設の利用を踏まえた対応も進めているところでございます。さらに、避難所での新たな対応としましては、避難所に入出入りする人の検温などの健康状態の確認や、手洗い、消毒の励行、マスクの着用、人と人との接触を避けられるように避難所生活を行うこと、避難所の衛生環境の確保のための清掃や消毒、換気などをより頻繁に行うことが必要となってまいります。こうした対応につきましては、実際に避難が必要となった場合に備え、区民の皆様に向けて基本的な内容の周知を図ることから取組を進めてまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後5時10分 休憩

午後5時19分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○2番（岩佐りょう子議員） 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。今回は、たすけあい基金と労働相談支援の2点について、端的にお伺いします。

まず、たすけあい基金についてお伺いします。

ここに、基金と申し上げましたが、地方自治法の「基金」ではなく、広く、ファンド的な意味として使用します。新型コロナウイルス感染症の拡大で、倒産や生活保護等を余儀なくされた方も多く、連日悲痛な声が報道され、私たち議員も生活やご商売に関する様々なご相談を頂いています。特別定額給付金をはじめ、国や都が様々な支援を打ち出していますが、とても間に合う状



況ではありません。行政の支援を待つだけでなく、お互いに助け合って、みんなで乗り越えていこうと、民間でもサイトなどが立ち上がっています。

私は、2018年に寄附文化の醸成について一般質問をさせていただきました。その際にも申し上げましたが、日本は他国に比べ圧倒的に寄附文化が根づいておらず、チャリティーに熱心な国ランキングである世界寄附指数において、日本は先進国の中で飛び抜けて下のほうに位置します。しかしながら、決して日本人が冷たいわけではなく、震災等の災害時には多くのボランティアや支援金が集まっており、助け合いの精神があることは疑いようがありません。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大は全国的な災害であり、地域の人同士が助け合うことが望まれています。そして、地域からも多くの「区に寄附したい」「特別定額給付金をコロナ対策・困っている方の支援に役立てたい」との声が聞かれます。コロナウイルス対策としては、「ひょうご・みんなで支え合い基金」、「大阪府新型コロナウイルス助け合い基金」など、ふるさと納税制度を活用した寄附制度を打ち出している自治体がたくさんあります。また、中野区のように、区内の飲食店支援クラウドファンディングを商店街で立ち上げているところもあり、こちらは、短期間にも関わらず目標額の500万を大幅に上回り、1,200万円近くの寄附を集め、地域の登録店舗への支援へつなげました。

千代田区でも桜の木のためだけの「さくら基金」があります。民間がやればいいじゃないかと思われるかもしれませんが、自治体が寄附制度をつくる意義は、寄附は、寄附金が正しく支援先に届くことへの信頼が欠かせないからです。自治体は地域の寄附制度のプラットフォームとして最適だと考えます。また、コロナ禍での見通しの立たない地域コミュニティを、寄附を通じて醸成することも大いに意義があります。寄附制度については、ふるさと納税も含め様々な手法がありますが、少しでも多くの方の善意を必要なところへ届ける手段の1つとして、千代田区も検討してはいかがでしょうか。見解を求めます。

**続いて、働き続けることへの相談・支援強化についてお伺いします。**

今回の世界的な規模の流行は、経済的影響は長期的かつ甚大なものとなることが予想されています。経済的影響はリーマンショックの3倍とも4倍とも言われており、特に雇用情勢の悪化は著しく、働くことに関する相談も急増しています。いきなり解雇を告げられたり、働く環境に問題があった場合、労働基準監督署や弁護士に相談することをまずは思い浮かべる人が多いでしょう。しかしながら、労働基準監督署は、違法かどうかは明確でない場合やフリーランスのような働き方の場合は、対応に至らないことがほとんどであり、解決につながらないことが多々あります。弁護士に頼むにしても、費用が発生してしまうため、これから職を失うかもしれない人にとってはハードルが高いことは想像に難くありません。

区は中小企業診断士による中小企業事業者への相談支援を開始しましたが、労働者への支援も併せて必要ではないかと考えます。まずは身近な区で、働くことについて相談できる窓口を設置し、あっせんや交渉が必要な場合には、さらに支援機関につなげられるようにしてはいかがでしょうか。見解を求めます。また、現在検討されている休業支援金をはじめとした各支援の手続、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、労務管理等、働くことにまつわる手続は複雑です。社会

保険労務士等の専門家による相談支援をしてはいかがでしょうか。見解を求めます。

以上、前向きなご答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔戸籍住民サービス担当部長恩田浩行君登壇〕

○戸籍住民サービス担当部長（恩田浩行君） 岩佐議員の働き続けることへの相談、支援強化についてのご質問にお答えいたします。

区では、緊急事態宣言解除を受けて、区民相談として、社会保険労務士による社会保険・労務相談を6月から再開いたしました。社会保険・労務相談では、社会保険や労働関係の各種手続きのみならず、仕事上の悩みや心配事などについての相談も受け、適切な支援機関や窓口の紹介なども行っております。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談件数が著しく増加するようであれば、相談枠の拡大なども検討していきたいと考えております。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 岩佐議員のたすけあい基金に関するご質問にお答えいたします。

かつて日本では寄附文化が根づかないと言われていましたが、ふるさと納税制度の導入以降、人々の寄附に対する意識が変化しています。その後、東日本大震災を契機に、日本人の寄附意識が、徐々にではありますが醸成されつつあると認識しています。区民の皆様の温かい善意が、区内でお困りになられている方々に届けることができれば、それは単に物資の提供にとどまらず、人と人とのつながりや地域への愛着を実感することができる貴重な実体験になると考えております。

議員ご提案のたすけあい基金の創設は、地域の人同士が助け合う仕組みであり、地域コミュニティの醸成にも寄与するものと認識しています。寄附の集め方には、ふるさと納税制度のほか、本区で導入しているさくら基金のような方法、さらには寄附金税額控除など様々な手法があります。また、このたびのコロナ禍において、民間が主体となり医療・介護資材を調達するボランティア活動などが、地域の発意で行われている事例もございます。区といたしましては、他自治体における先進事例も含め、こうした様々な手法や取組の運用方法、成果などを検証し研究してまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、1番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○1番（小野なりこ議員） 令和2年第1回定例会一般質問をさせていただきます。このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった皆様のご冥福をお祈り申し上げるとともに、罹患され療養中の皆様の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

今回の感染拡大防止策では、多くの人々が日常の活動を制限しました。経済活動の自粛、外出、旅行、子どもたちの学校生活や外遊びの自粛、それに伴う保護者のご協力、そして、医療従事者や自粛生活を支えるエッセンシャルワーカーの皆様のおかげにより成り立ったステイホームでした。今後、第2波、3波の可能性もありますが、この期間を通して、日常が変わり、価値観が変化した人も多数いらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、今回の経験を今後に生かすべく、2点お伺いいたします。1、情報を早く確実に届け

るための工夫について、2、千代田区における子ども達の学びの質向上と環境整備について。

まず、1つ目について2点あります。今回のステイホーム中、住民の「知りたい」、そして住民に「届けたい」をタイムリーに実現する情報発信が必要だと感じました。実際の区民の声や反応として、出どころが明確な情報が早く届くことで、安心して待てる状態につながりやすく、情報が届かず、分かりにくいと感じるほど、不安や不満の声が寄せられたのではないのでしょうか。ホームページの情報発信もありますが、5月5日号の「広報千代田」を全戸配布してくださったことで、日頃は広報が手元に届かない区民も多少安心されたと思います。

ただ、コロナに関しては状況が刻一刻と変化するため、手元に届いたときには既に情報が古くなっていることもありました。これを機に、情報を受け取る区民目線で情報発信をお考えいただきたいです。ホームページのような区民自らが情報を取りに行くプル型の情報発信に加え、タイムリーに情報を届けるプッシュ型の情報発信を検討してはいかがでしょうか。

中でも、必要な情報をいち早く個人に届けるための手段として、日本国内でユーザー数が最も多いのはLINEです。認知度も高く、ご覧のとおり年齢層も広いです。また、コストも安価で、民間から公的機関まで広く採用されています。東京都はじめ自治体、病院のオンライン診療、コロナ関連では厚生労働省の全国調査、情報提供など、幅広い活用、目的に応じたカスタマイズ力の高さもあります。（スクリーンを写真画面に切替え）

今ご覧いただいているのは実際に私が受信した情報です。公的な情報発信として、ダイレクトにスピーディーに個人に情報が届く、最も身近な媒体と考えます。

実際に、3か所の自治体に登録し、4か月程度モニタリングさせていただきました。様々な行政サービスの提供が可能で、防災、イベントなど最新情報を届けられます。その他、セグメントごとに情報の発信ができます。住民が知りたい情報を個別に伝えることが可能なので、これまで以上にタイムリーで、きめ細やかな情報提供が可能です。（スクリーンを元に戻す）

災害など緊急時はもちろんですが、平時においても必要な情報をいち早く届け、区民の安心と安全を守り、さらには住民参画を促進できるよう、行政サービスの総合情報発信メディアとしての役割をさらに強化してはいかがでしょうか。

次に、千代田区における子どもたちの学びの質向上と環境整備について、2点です。新型コロナウイルス感染症拡大防止策による3か月の学校休業により、子どもたちは通学して学ぶ、先生方は学校で授業をする、という当たり前の日常が失われました。当初は、保護者や学生からも、不安と疑問の声が多く寄せられましたが、現場では何をどのようにすればよいのか戸惑い、試行錯誤されたことでしょう。（スクリーンを資料画面に切替え）

ご覧のとおり、教育に関しては自治体での差が生じやすく、現在も格差は歴然です。千代田区は黄色い部分の左から3番目です。子どもたちの成長は、待ったなしです。国や都を待たず、自前でできることに順次着手し、同時並行で環境整備を進めていただいたことに改めて感謝申し上げます。この期間を経て、進みの遅かったオンライン環境を急前進させることになり、ウィズ・コロナ、アフター・コロナで、「教育を再定義する」「再構築する」などを教育関連ニュースでも多く目にするようになりました。そこで伺います。本区の教育への使命、目指す方向性を

明快にお示しください。

また、学校の長期休業で出てきた新たな発想や、目指す方向性が明快になるほど課題も明確になってきたのではないのでしょうか。私自身も自粛期間中、小学生の保護者が自主開催したオンラインホームルームへのオブザーブ、そして、中学生が自主開催する毎日のオンラインホームルームを40回サポートする中で、ICTを活用した学びの新たな価値や可能性を感じているところです。

昨年の第4回定例会や決算特別委員会でも質問した、先が読みにくい、正解のない時代を生きる子どもたちの学びについて、未来に必要な力を育む今後の教育はどうあることが望ましいでしょうか。教育現場や先生の在り方など、その状態に近づくための支援策についてお聞かせください。

以上、今後の情報発信と教育について伺いました。区長、教育長、関係理事者の皆様の前向きで明快な答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

**○教育担当部長（佐藤尚久君）** 小野議員の子どもたちの学びの質向上と環境整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、ウィズ・コロナ、アフター・コロナを踏まえた、本区の教育への使命と目指す方向性についてですが、本区においては、共に育む「共育」の考え方を基本理念とし、子どもの健やかに育つ権利の実現の基本的な方針として、千代田区共育大綱及び千代田区共育ビジョンを策定しております。また、千代田区共育大綱及び千代田区共育ビジョンでは、「人と人とのつながりの中で生きる」「自分自身と向き合う」「新しい時代を生き抜く」の3つを子どもたちの姿として示しております。

新型コロナウイルス感染症における新しい行動様式の中で生活をしていく現状において、未来を担う千代田区の子どものために、まさにここに示されている3つの姿を実現することが重要であると考えております。今回の新型コロナウイルス感染症による状況の中で、本区では、児童・生徒と学校がつながり、学びを継続できる環境を目指し、オンライン学習を整えてまいりました。こうした環境も活用し、改めて家庭・学校・園・地域等が連携をすることで、一体となって児童・生徒の成長に向けて取り組んでまいります。

次に、今後の教育現場はどうあることが望ましいか、教育現場や先生の在り方、その状態に近づけるための教育現場の支援策についてですが、今回の学校臨時休業期間において、各学校では週ごとの学習計画を掲示し、課題や動画を作成して、児童・生徒に学習内容を提示してまいりました。また、オンライン学習を通じて、児童・生徒と学校をつながりを確保するべく取り組んでまいりました。各校とも学年に応じて、児童・生徒が家庭においても主体的に取り組める課題を工夫し、オンラインで呼びかけや学習の在り方について教員同士が共同して、教材研究を進めてまいりました。こうした取組が進む中で、改めて、児童・生徒が主体的に学習し、子どもが本来持っている、学びたい、人とつながりたいという意欲を引き出す学びをつくり出すことが大切であると捉えております。

したがいまして、新たな未来社会を生きる子どもたちにとって、必要な資質、能力を育成するためには、オンライン学習のみならず、教室における対面指導についても、教師主導型の学習から子ども主体の授業へと授業改善をしていくことが重要であり、それが今後の教育現場の在り方だと認識しております。

一方、こうした教育環境を整備するために、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けたGIGAスクール構想を推進してまいります。また、こうした新たな教育環境が十分に機能するべく、学校や教員に対しての支援も行ってまいります。具体的には、ICTのシステムについての問題解決や、教材の作成、授業支援のため、現在も配置されておりますICT支援員のさらなる活用や、その環境を活用し、児童・生徒の能動的な学習を生み出す質の高い学びを実現できる教員の資質・能力向上のため、機器操作の研修や、授業の充実に向けた研修等に取り組んでまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 小野議員の、情報を早く確実に届けるための工夫に関するご質問にお答えいたします。

まず、プッシュ型の情報発信の必要性についてでございますが、本区においては現在、安全・安心メールを活用して、一部プッシュ型の情報発信をしております。今般の新型コロナウイルス感染症や風水害の発生時など緊急時においては、プッシュ型の情報発信が非常に重要であると認識しております。

次に、情報発信ツールとしてのLINEの活用についてでございます。LINEは日本のネット人口の9割以上に使用されており、生活のインフラの1つとも言われておりますし、新型コロナウイルス感染症関連での活用においても、厚生労働省のアンケートに対し2,000万人以上のユーザーが回答するなど、一定程度の有用性も示されたものと考えております。また、本区で活用しているフェイスブックやツイッターと比べ、高齢者のユーザーが多いことや、自治体での活用事例が増えていることも認識しているところでございます。

このような状況を踏まえ、区としても、LINEの様々な機能の中から、何を活用するか、あるいは区内のどのような情報について活用することが適切かなど、今後、検討していく価値は十分にあると考えてございます。また、特に新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、タイムリーに届けなくてはならない状況が続くことが想定されます。こうしたことから、セキュリティ対策などを精査した上で、感染症や風水害等に関する情報発信について、試行的な運用を検討していきたいと考えてございます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日6月9日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後5時43分 延会